

2021年3月

国際会計基準審議会

情報要請

第3次アジェンダ協議

コメント期限：2021年9月27日

情報要請

第3次アジェンダ協議

コメント期限：2021年9月27日

Request for Information *Third Agenda Consultation* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by **27 September 2021** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2021 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of Board publications may be ordered from the Foundation by emailing to publications@ifrs.org or visiting our shop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Request for Information contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

情報要請

第3次アジェンダ協議

コメント期限：2021年9月27日

情報要請「第 3 次アジェンダ協議」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めることのみのために公表したものである。コメントは、2021 年 9 月 27 日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又はオンラインで <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2021 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは、publications@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <http://shop.ifrs.org> へのアクセスにより当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている情報要請の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

ハンス・フーガーホースト IASB®議長による序言

将来の財務報告の形成にご助力ください

Covid-19 パンデミックは我々すべてに影響を与えています。しかし、財務報告のコミュニティは、金融市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらすために引き続き協力しています。我々の作業の重要な一部分は、利害関係者及び公共の利益にどのように奉仕するのが最善なのかを理解することであり、そのため、我々は 2022 年から 2026 年に何を優先事項とすべきかについて皆様の意見を求めています。

過去 2 回のアジェンダ協議では、財務報告を国際的に改善するのに役立つ価値あるインプットが提供されました。過去 10 年間にわたり、我々は利害関係者が優先事項として識別したプロジェクトを完成させました。金融商品、収益、リース及び保険契約に関する新たな大規模な IFRS® 基準を導入し、「財務報告に関する概念フレームワーク」を改訂しました。また、財務報告におけるコミュニケーションの改善のプロジェクトについても前進し、基準の一貫した適用を支援する業務を増大させ、緊急の問題に速やかに対応しました。

それでは、20 年間の作業の後、次は何でしょうか。

IASB の 2026 年までの対応能力の一部は、現在のプロジェクトの完了と新しい金融商品、収益及びリースの各基準書についての所要の適用後レビューの実施で埋まることとなります。

財務報告のデジタル化に向けてのトレンドと未公開株式投資の成長を踏まえて、我々は IFRS タクソノミ及び IFRS for SMEs® 基準を開発するための取組みの強化を求められています。また、無形資産及び気候関連リスクに関する財務報告の要求事項を改善すること、適用上の疑問に包括的に対処するプロジェクトに取り組むこと、我々の基準を理解しやすくすることも求められています。しかし、このアジェンダ協議は、すべての人に、我々の活動の優先順位及び我々の作業計画のための新規プロジェクトについて意見を共有する機会を提供します。

このアジェンダ協議と並行して、IFRS 財団の評議員会が、サステナビリティ報告基準を設定する新たな審議会の設置を通じて当財団の役割を拡張する可能性を検討しています。彼らの作業をフォローし関与することを皆様にお勧めします。

IASB の次の 5 年計画の実施を主導するのは私の後任であるアンドレアス・バーコウとなりますが、以前と同様に皆様の意見を共有していただくようお願いします。皆様のフィードバックは IASB に対する重要なインプットとなり、財務報告の将来を形作るのに役立つこととなります。

皆様のコメントをお待ちしています。



ハンス・フーガーホースト
IASB 議長

目 次

	開始ページ
はじめに	7
コメント提出者への質問	9
当審議会の活動の戦略的方向性及びバランス	12
当審議会の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の 優先順位を評価するための判断規準	20
当審議会の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点	22
付 録	
付録 A – 2021 年 3 月現在の当審議会の作業計画	25
付録 B – 提案されることの多い財務報告上の論点の記述	32
付録 C – 当審議会に提案されたその他の財務報告上の論点	57

情報要請

第3次アジェンダ協議

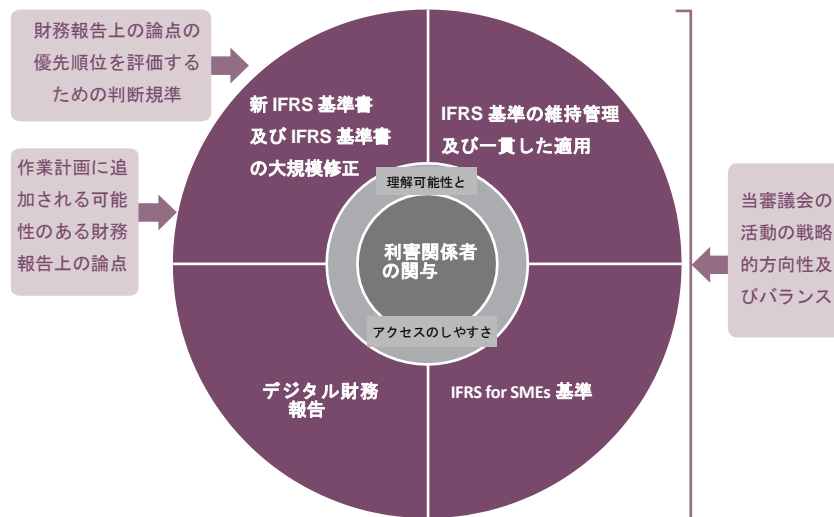
2021年3月

はじめに

この情報要請の目的

- 1 国際会計基準審議会（当審議会）は、自らの活動及び作業計画についての公開協議を5年ごとに実施している（アジェンダ協議）。このアジェンダ協議の目的は、次の点に関する意見を集めることである。
 - (a) 当審議会の活動の戦略的方向性及びバランス
 - (b) 作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準
 - (c) 当審議会の作業計画において優先順位を与えることが考えられる新たな財務報告上の論点

図1—このアジェンダ協議の概要



図は比率を表したものではありません

この情報要請に対する回答は当審議会にどのように役立つか

- 2 この情報要請に対する回答は、2022年から2026年の作業計画において活動及び新規プロジェクトの優先順位をどのようにするのかを決定する際の当審議会の思考を形成する助けとなる。このアジェンダ協議は、現在の当審議会の業務の範囲内の活動（すなわち、営利企業の財務諸表及び経営者による説明）に焦点を当てている。

このアジェンダ協議は、現在の当審議会の業務の範囲、すなわち、営利企業の財務諸表及び経営者による説明に焦点を当てている。

組織及び有効性についての別個のレビュー

- 3 IFRS 財団の評議員会（評議員会）は、財団の将来の戦略を組織及び有効性についての 5 年ごとのレビューを通じて評価している。当該レビューの一環として、評議員会は、サステナビリティ報告基準を設定するための新たな審議会を設置すべきかどうかを検討している。評議員会は、最終的な決定を 2021 年 11 月の国連 COP26 会議の前に行う意向である¹。
- 4 評議員会のレビューはこのアジェンダ協議とは別のものである。このアジェンダ協議は現在の当審議会の業務の範囲における各活動の優先順位に関するものであるのに対し、評議員会のレビューは財団の役割をサステナビリティ報告基準に拡張する可能性を検討している。したがって、このアジェンダ協議は、現在の当審議会の業務の範囲に関連する場合を除いては、サステナビリティ報告に関連する問題についてのフィードバックを求めている。
- 5 当審議会に適用がある範囲で、財団の戦略のレビューに関しての評議員会の決定は、2022 年から 2026 年の当審議会の活動及び作業計画を最終確定するにあたり考慮される。例えば、評議員会のレビューから生じた決定が、当審議会の業務と新しいサステナビリティ基準の審議会との間の相互関係を支援するための当審議会の対応能力に対する必要性を識別する場合には、そうした必要性は当審議会の 2022 年から 2026 年の優先事項を最終確定するにあたり考慮される。

この情報要請の構成

- 6 この情報要請は、次のことについての概要を示している。
 - (a) 当審議会の活動
 - (b) 作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断基準
 - (c) 当審議会の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点
- 7 この情報要請に回答するのに役立つための追加の情報を以下で示している。
 - (a) 付録 A（2021 年 3 月現在の当審議会の作業計画を要約している）
 - (b) 付録 B（提案されることの多い財務報告上の論点を記述している）
 - (c) 付録 C（当審議会に提案された他の財務報告上の論点を列挙している）

¹ 評議員会のレビューに関する最新の動向をフォローするには、<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/sustainability-reporting/> を参照のこと。

コメント提出者への質問

- 8 当審議会は、この情報要請において各事項について議論している²。しかし、当審議会は2022年から2026年の活動及び作業計画についての見解に至っていない。

回答者のフィードバックは、2022年から2026年の作業計画において活動及び新規プロジェクトの優先順位をどのようにするのかを決定する際の当審議会の思考を形成する助けとなる。

- 9 当審議会は、この情報要請におけるすべての事項についてコメントを求めている。全部の質問に回答する必要はなく、この協議に関連する他の事項についてのコメントは推奨される。
- 10 当審議会は、2021年9月27日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

² アジェンダ・ペーパー及び国際会計基準審議会（当審議会）による議論の要約にアクセスし、このアジェンダ協議の最新動向をフォローするには、<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/2020-agenda-consultation/>を参照のこと。

質問 1—当審議会の活動の戦略的方向性及びバランス

当審議会の主要な活動には次のものが含まれる。

- 新 IFRS 基準書又は IFRS 基準書の大規模修正の開発
- IFRS 基準の維持管理及びその一貫した適用の支援
- IFRS for SMEs 基準の開発及び維持管理
- IFRS タクソノミの開発及び維持管理によるデジタル財務報告の支援
- 基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善
- 利害関係者との対話

第 14 項から第 18 項及び表 1 は、当審議会の主要な活動の概要及び各活動の現在の焦点レベルを示している。我々の主要な活動の全体的なバランスについてのフィードバックをお願いしたい。

- (a) 当審議会は、主要な各活動について、現在の焦点レベルを増大、不変、減少のいずれとすべきか。賛成又は反対の理由は何か。主要な各活動の中で当審議会が増大又は減少させるべき作業の種類を、そうした変更の理由を含めて示すことができる。
- (b) 当審議会は現在の業務の範囲内で他の活動に取り組むべきか。

質問 2—当審議会の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を決定するための判断規準

第 21 項は、作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価する際に引き続き使用することを当審議会が提案している判断規準を述べている。

- (a) 当審議会は使用すべき正しい判断規準を識別したと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 当審議会は他の判断規準を検討すべきか。その場合、どのような追加の判断規準を検討すべきか、また、その理由は何か。

第3次アジェンダ協議

質問3—当審議会の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点

第24項から第28項は、当審議会の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位の概要を示している。

- (a) 付録Bに記載した潜在的プロジェクトのそれぞれについて、当審議会が2022年から2026年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力（第27項から第28項参照）を考慮して、どのような優先順位（高・中・低）を与えるか。意見がない場合には、そう述べる。回答者の優先順位付けを説明する情報及びその優先順位付けが潜在的プロジェクトの全部を指すのか一部の側面のみを指すのかを示されたい。当審議会は、優先度が高い又は低いと回答者がランク付けしている潜在的プロジェクトについての説明に特に関心がある。
- (b) 当審議会は、付録Bに記載していない何らかの財務報告上の論点を2022年から2026年の作業計画に追加すべきか。当審議会が2022年から2026年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力（第27項から第28項参照）を考慮した上で、回答者が必要と考える論点をいくつでも提案することができる。当審議会がフィードバックを検討するのに役立つため、可能な場合には、次の点を説明されたい。
- (i) その論点の性質
 - (ii) その論点が重要であるとする理由

質問4—その他のコメント

当審議会の活動及び作業計画についての他に何かコメントがあるか。付録Aは当審議会の現在の作業計画の要約を示している。

コメントの方法

- 11 コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

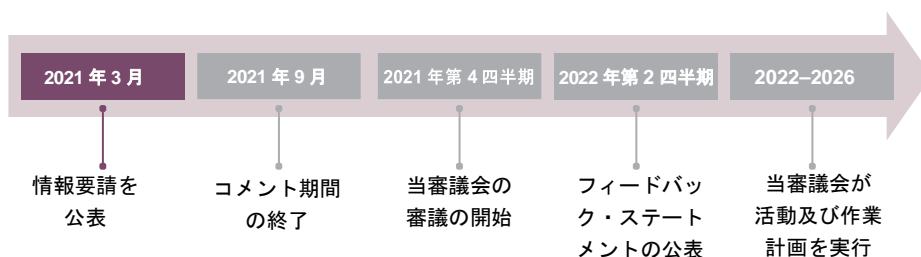
電子メール commentletters@ifrs.org

- 12 回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

今後の手順

- 13 当審議会は、この情報要請に対するフィードバックについての議論を 2021 年の最終四半期の公開会議で開始する予定である。2022 年の第 2 四半期に、当審議会は当該フィードバック並びに 2022 年から 2026 年の活動及び作業計画を要約したフィードバック・ステートメントを公表する予定である。

図 2—プロジェクトの日程



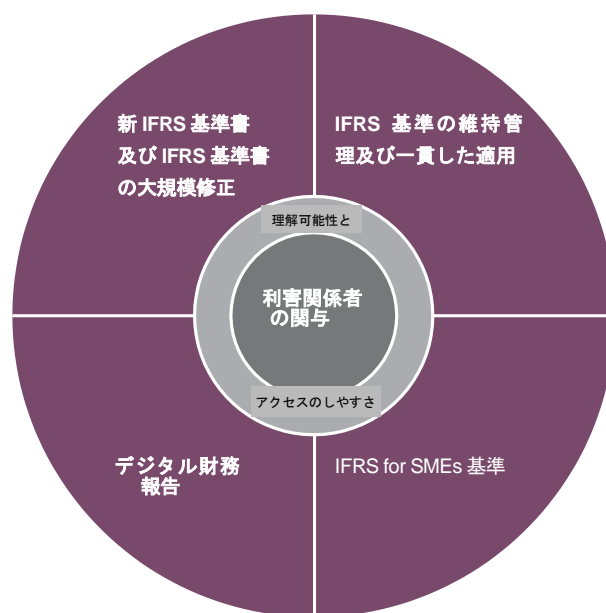
当審議会の活動の戦略的方向性及びバランス

- 14 当審議会は主要な活動は次のものである³。
- (a) 新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正の開発
 - (b) IFRS 基準の維持管理及びその一貫した適用の支援
 - (c) IFRS for SMEs 基準の開発及び維持管理
 - (d) IFRS タクソノミの開発及び維持管理によるデジタル財務報告の支援
 - (e) 基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善
 - (f) 利害関係者との対話
- 15 当審議会の活動のすべてはある程度まで統合されているが、基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ並びに利害関係者との対話に関する活動は、当審議会の業務のすべての局面に影響を与える。図 3 は、当審議会の主要な活動を図解している。この図は正確な比率を示しているわけではないことに留意されたい。

³ この情報要請の全体を通じて、当審議会の活動又は対応能力への言及は、IFRS 財団（審議会及びテクニカルスタッフを含む）のテクニカル・リソースに関するものである。

第 3 次アジェンダ協議

図 3—当審議会の活動の図解



図は比率を表したものではありません

- 16 この情報要請は、主要な活動の全体的なバランスについてのフィードバックを求めている。すなわち、当審議会が各活動の現在の焦点レベルを増大、不変、減少のいずれとすべきかである。フィードバックの提供に役立つため、表 1 は次の内容を含んでいる。
- (a) 主要な各活動の要約（当該活動に対する当審議会の現在の焦点レベルの指標を含む）。焦点レベルは、過去 3 年間に主要な各活動に配分されたリソースの見積りを使用して決定している。
 - (b) 主要な各活動に対する焦点レベルを増大させないとした場合に、当審議会が何を行うことができると考えているのかの記述。当審議会が何を行うことができるのかの記述は、例示であり、したがって、網羅的なリストにはなっていない。ある活動に対する焦点レベルを増大させることは、当審議会が列挙された作業のすべてを遂行することを必ずしも意味しない。
- 17 当審議会は、現在のリソースの水準は、2022 年から 2026 年に基本的には変わらないままであろうと考えている。当審議会の考えでは、現在のリソースの水準は適切であり、財務報告の適時な改善を提供するのに十分である。当審議会がリソースを（したがって活動も）大幅に増大させるとした場合、利害関係者には、当審議会との対話、提案に対するフィードバックの提供、あるいは当該提案から生じる変更の適用のための対応能力が十分でない可能性がある。
- 18 したがって、ある活動へのリソースの配分を増加させることは、他の活動に利用可能なリソースが少なくなることを意味する。例えば、IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用を支援する活動に配分するリソースを増加させると、当審議会が手掛けることのできる新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの数の減少につながる可能性がある。

ある活動に配分するリソースを増加させることは、他の活動に利用可能なリソースが少なくなることを意味する。

表 1—当審議会の主要な活動

新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正	
<p>目的：論点をリサーチし、適切な場合、大規模な新規の財務報告の要求事項を開発する</p> <p>現在の焦点レベル：40%から 45%</p>	
当審議会が現在していること	当審議会がさらに行えることの例
<p>当審議会は、新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正をリサーチ及び基準設定のプロジェクトを通じて開発している（現在のプロジェクトについては付録 A 参照）。</p> <p>当審議会は、新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正についての適用後レビューも行っている。適用後レビューの目的は、新基準書又は基準書の大規模修正が投資者、企業及び監査人に与える影響を、当該要求事項が一定期間にわたり広く適用された後に、評価することである⁴。当審議会は、所要の適用後レビューを、(a) IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定の要求事項、並びに(b) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」について開始している。2022 年から 2026 年の間に、当審議会は、IFRS 第 9 号の減損及びヘッジ会計の要求事項、並びに IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び IFRS 第 16 号「リース」の要求事項について所要の適用後レビューを実施するつもりである。</p>	<p>当審議会が財務報告上の論点を扱うための新規プロジェクトに取り組むことが考えられる（第 24 項から第 28 項）。</p>

⁴ この情報要請の全体を通じて、「投資者」という用語は、財務諸表の主要な利用者を指している。これは、「財務報告に関する概念フレームワーク」（概念フレームワーク）において、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者として定義されている。他方、「企業（companies）」という用語は、IFRS 基準又は IFRS for SMEs 基準を適用する企業を指す。

第3次アジェンダ協議

IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用	
<p>目的：利害関係者が財務報告の要求事項についての共通の理解を得ることに役立つ</p> <p>現在の焦点レベル：15%から 20%</p>	
当審議会が現在していること	当審議会がさらに行えることの例
<p>解釈指針委員会（委員会）とともに、当審議会は、高品質のグローバル基準の単一セットとしての IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用の支援を次のことを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS 基準の一貫した適用のモニタリング ● IFRS 基準の狭い範囲の修正及び解釈指針の開発 ● IFRS 基準の適用の一貫性を改善するアジェンダ決定の公表 ● 新 IFRS 基準の導入を支援するための移行リソース・グループの使用 ● ウェブセミナー、ウェブキャスト及び記事などの教育的資料の提供 ● IFRS 基準の一貫した適用を支援する役割における規制当局及び各国基準設定主体の支援 	<p>幅広い影響のある適用上の疑問への対処の文脈の中で、また、IFRS 基準の一貫した適用の支援における当審議会の基準設定主体としての役割を考慮して、当審議会が次のことを行うことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 投資者、企業、監査人、規制当局等とさらに協力して、基準の適用における課題を識別する。 ● そうした適用上の課題に次のことよって対処する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ IFRS 基準の一貫した適用のためのより多くの支援を、委員会が公表するアジェンダ決定や、IFRS 基準の狭い範囲の修正及び解釈指針を通じて提供する。 ○ IFRS 基準の適用に関するより多くの教育的資料及び取組みを提供して、企業、監査人、規制当局及び各国基準設定主体による当該基準の高品質の一貫した適用を支援する。そうした資料及び取組みは、新興経済圏、IFRS 基準を最近採用した法域又は IFRS 基準の採用を計画している法域を支援するための対応能力を構築する取組みの強化に関連する可能性がある。

IFRS for SMEs 基準	
<p>目的：公的説明責任を有さない企業（SMEs）に合わせた財務報告の要求事項を提供する</p> <p>現在の焦点レベル：5%</p>	
当審議会が現在していること	当審議会がさらに行えることの例
<p>SME 適用グループ（SMEIG）とともに、当審議会は次のことを行なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS for SMEs 基準の開発及び維持管理を、前回のレビューによる修正の発効日の 2 年後に基準の包括的レビューに着手することによって行っている。そうしたレビューは、IFRS for SMEs 基準における要求事項の修正となる場合がある。 ● 教育的資料を公表している。IFRS for SMEs 基準に関する適用上の疑問に回答する SMEIG Q&A や、基準の理解及び使用を支援するための基準の各セクションについてのモジュール（説明、自己評価テスト及びケーススタディ付き）などである。 	<p>当審議会が次のことを行うことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査人、各国基準設定主体及び規制当局と、IFRS for SMEs 基準の一貫した適用を支援するために協力する。 ● IFRS for SMEs 基準の理解及び使用を支援するために、より多くの教育的資料及びプログラムを提供する（公的説明責任のない零細企業向けを含む）。 ● IFRS for SMEs 基準の国際的な採用を増加させるために、各国基準設定主体及び他の機関とさらに協力する。

第3次アジェンダ協議

デジタル財務報告	
<p>目的：財務情報のデジタル利用を促進する</p> <p>現在の焦点レベル：5%</p>	
当審議会が現在していること	当審議会がさらに行えることの例
<p>当審議会は、IFRS タクソノミの開発及び維持管理を行っている。基準（IFRS 基準及び IFRS for SMEs 基準）及び IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」を適用して作成される財務報告書の効果的かつ効率的な電子的コミュニケーション及び分析を容易にするものである。これらの活動には、次のことが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS 基準、IFRS for SMEs 基準及び IFRS 実務記述書第1号における新規の又は修正された要求事項を反映するための IFRS タクソノミの更新 ● IFRS 基準の要求事項に合致した一般的な報告実務を反映するための IFRS タクソノミの更新 ● IFRS タクソノミを使用する企業、規制当局等を支援するための教育的資料の公表 	<p>当審議会が次のことを行うことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テクノロジーの進歩が投資者の情報利用方法をどのように変化させているのかを検討し、IFRS タクソノミ及び当審議会が基準を書く方法にどの程度まで改善が必要となるのかを評価する。 ● IFRS タクソノミの国際的な採用を増加させるために、規制当局や他の機関とさらに協力する。この作業は、デジタル財務報告に向けてのトレンドを考えると、財務報告の透明性、説明責任及び効率性を支援することになる。 ● 電子データの質及び IFRS タクソノミの適用の一貫性を改善するために、企業、規制当局、監査人、投資者、データ集計業者等とさらに協力する。 ● IFRS 基準の理解及び使用を支援するために、さらに多くの教育的資料及びプログラムを提供する。

基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ	
<p>目的：我々の財務報告の要求事項の理解可能性及びアクセスのしやすさを改善する</p> <p>現在の焦点レベル：5%</p>	
当審議会が現在していること	当審議会がさらに行えることの例
<p>理解可能性</p>	
<p>活動に取り組むにあたり、当審議会は次のことによって理解可能性に焦点を当てている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不必要な複雑性を低減させ、基準を企業が適用する上で煩雑性がより低くコストがより低くなるようにしつつ、投資者に提供される情報の質を改善する。 ● 明瞭な基準書の文案作成。当審議会は、編集及び翻訳のチーム並びに外部レビューアールの関与を通じてこれを行っている。 ● スナップショット、プロジェクト・サマリー、フィードバック・ステートメント及び審議会メンバーの記事などの補助的資料の開発。 	<p>IFRS 財団の評判についての 2017 年の調査報告書で、単純で実務的で運用可能な基準に対する利害関係者のニーズが識別された⁵。そうしたニーズに包括的に対応するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財務報告の要求事項を適用するにあたっての不必要な複雑性の可能性のある領域の棚卸表を作成し、それらの領域に改善の余地があるかどうかを評価する。 ● それらの領域における基準の理解可能性を次のようなプロジェクトの実施によって改善する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不必要な複雑性を減らすように既存の要求事項を修正する。 ○ 基準の文案作成の方法を変更して、基準がより明確に表現され、一貫した用語法と構成が使用されるようにする。このアプローチは、既存の基準書の修正又は新基準書の開発に適用できる。
<p>アクセスのしやすさ</p>	
<p>当審議会は、基準及び関連資料にアクセスしやすくすることにも努めている。当審議会は、例えば、次の手段でこれを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 注釈付き IFRS 基準（注釈及び他の資料への相互参照の付いた IFRS 基準）の刊行 ● 委員会アジェンダ決定の半年ごとの編集版の公表 ● IFRS 基準及び他の資料を検索しやすくするツールの提供 	<p>当審議会は、利害関係者が自分に最も関係のある資料を見つけ、それらの資料が互いにどのように関連しているか理解できるように、テクノロジーやその他のツールを使用することで、アクセスのしやすさをさらに向上させることができる。</p>

⁵ 参照：Perceptions of the IFRS Foundation – Reputation Research Findings (2017 年 7 月公表)、<https://www.ifrs.org/-/media/feature/groups/trustees/ifrs-reputation-research-report-jul-2017.pdf?la=en>

第3次アジェンダ協議

利害関係者との対話	
<p>目的：高品質の財務報告の要求事項の開発を支援し、基準の受入れを促進するための意見を得る</p> <p>現在の焦点レベル：20%から25%</p>	
当審議会が現在していること	当審議会がさらに行えることの例
<p>当審議会は、基準の影響を受ける利害関係者と次のことを通じて対話している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな背景及び地域からの利害関係者との全般的会合及びプロジェクト固有の会合。これらの対話には、当審議会の諮問機関及び協議グループとの会合や、外部のイベント及びカンファレンス、プロジェクト・アウトリーチ、IFRS 財団の年次カンファレンス、世界会計基準設定主体会議が含まれる⁶。 ● 利害関係者との会合を支援する資料及びIFRS ウェブサイト上の専用の利害関係者向けコンテンツ ● 公式の協議文書に対する回答において利害関係者から受け取ったコメントレター 	<p>当審議会が次のことを行うことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 常設の協議グループ、非公式の対話及びイベントを通じて、より広範囲の利害関係者との対話を増加させる。 ● コメントレターのプロセスを補足するアンケート調査など、デジタルに親和的なアプローチをさらに検討し使用することによって、正式の協議における対話を増加させる。 ● 投資者にさらに焦点を当てた教育的資料や、当審議会の活動全体にわたっての投資者との対話を増加させる取組みを用意する。

⁶ 当審議会の諮問機関及び協議グループに関するのより詳細な情報については、<https://www.ifrs.org/about-us/consultative-bodies/> を参照。

コメント提出者への質問

質問 1

当審議会の主要な活動には次のものが含まれる。

- 新 IFRS 基準書又は IFRS 基準書の大規模修正の開発
- IFRS 基準の維持管理及びその一貫した適用の支援
- IFRS for SMEs 基準の開発及び維持管理
- IFRS タクソノミの開発及び維持管理によるデジタル財務報告の支援
- 基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善
- 利害関係者との対話

第 14 項から第 18 項及び表 1 は、当審議会の主要な活動の概要及び各活動の現在の焦点レベルを示している。我々の主要な活動の全体的なバランスについてのフィードバックをお願いしたい。

- (a) 当審議会は、主要な各活動について、現在の焦点レベルを増大、不変、減少のいずれとすべきか。賛成又は反対の理由は何か。主要な各活動の中で当審議会が増大又は減少させるべき作業の種類を、そうした変更の理由を含めて示すことができる。
- (b) 当審議会は現在の業務の範囲内で他の活動に取り組むべきか。

当審議会の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準

19 当審議会は、すでに作業計画にあるプロジェクトが完成に近づいた時点で、新たなプロジェクトを作業計画に追加する。当審議会は、現在の作業計画にあるプロジェクトの完成を引き続き優先するつもりである。その理由は、

- (a) 利害関係者が以前にこれらのプロジェクトを優先事項として識別している。
- (b) プロジェクトの優先順位の変更は、非効率的な開始と停止となる可能性がある。
- (c) 適用後レビューなどの一部のプロジェクトは、当審議会のデュー・プロセスで要求されている⁷。

20 付録 A は、2021 年 3 月における当審議会の現在のプロジェクトを要約している。

我々は利害関係者の優先事項を聞いて現在の作業計画を策定したので、それらのプロジェクトを引き続き優先する。

⁷ 当審議会のデュー・プロセスは「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されており、<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/du-process-handbook-2020.pdf?la=en> で入手可能。

第3次アジェンダ協議

- 21 当審議会は、作業計画に含める可能性のある潜在的プロジェクトの評価を、主として当該プロジェクトが投資者のニーズを満たすかどうかを評価することによって行いつつ、情報の作成コストを考慮に入れる。表2は、当審議会が作業計画に潜在的プロジェクトを追加すべきかどうかを決定する際に現在考慮している判断基準を列挙している。

表2—当審議会が提案する判断規準

当審議会は、潜在的プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを決定するにあたり7つの判断規準を考慮する	
①	投資者にとっての当該事項の重要度
②	企業が財務報告書においてその種類の取引又は活動を報告する方法に欠陥があるかどうか
③	当該事項が影響を与える可能性の高い企業の種類（当該事項が一部の法域で他の法域よりも一般性が高いかどうかを含む）
④	当該事項がどのくらい普及しているか又は企業にとってどのくらい重大か
⑤	その潜在的プロジェクトの作業計画上の他のプロジェクトとの相互関係
⑥	その潜在的プロジェクト及び解決策の複雑性及び実行可能性
⑦	その潜在的プロジェクトを適時に進捗させるための当審議会及び利害関係者の対応能力

- 22 作業計画に追加される可能性のある潜在的プロジェクトの優先順位の決定には、判断が必要となる。1つの判断規準の相対的な重要度は、その潜在的プロジェクトをめぐる状況に応じて変化する可能性が高い。
- 23 表2における判断規準は、当審議会の作業計画に追加すべきプロジェクトの優先順位を決定するための主要な考慮事項であるが、当審議会は他の主要な基準設定主体の業務の動向も考慮する。

コメント提出者への質問

質問2	
第21項は、作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価する際に引き続き使用することを当審議会が提案している判断規準を述べている。	
(a)	当審議会は使用すべき正しい判断基準を識別したと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
(b)	当審議会は他の判断規準を検討すべきか。その場合、どのような追加の判断規準を検討すべきか、また、その理由は何か。

当審議会の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点

- 24 この情報要請は、当審議会が 2022 年から 2026 年の作業計画に追加する可能性のある財務報告上の論点で、新 IFRS 基準書又は IFRS 基準書の大規模修正を生じさせるものに関する回答者のフィードバックを求めている。

潜在的プロジェクト

- 25 このアジェンダ協議の準備にあたって、当審議会は、この情報要請に記載すべき潜在的プロジェクトを識別するために、（主として諮問機関及び常設の協議グループとの）アウトリーチを実施した。潜在的プロジェクトを記載するにあたっての当審議会の目的は、より焦点を絞ったフィードバックを求めるために、潜在的プロジェクトで扱うことのできる財務報告上の論点についての共通の理解を提供することである。これらの潜在的プロジェクトについての記載は付録 B に含まれている。付録 C は、少数の利害関係者のみが提案した財務報告上の論点を列挙している。これらの論点はこの情報要請において詳細に記述していない。潜在的プロジェクトのリストは、網羅的とすることを意図しておらず、当審議会の作業計画案を示すものではない。当審議会が検討すべき他の財務報告上の論点の提案を歓迎する。

潜在的プロジェクトのリストは、網羅的とすることを意図しておらず、当審議会の作業計画案を示すものではない。当審議会が検討すべき他の財務報告上の論点の提案を歓迎する。

残っているリサーチ・パイプライン・プロジェクト

- 26 表 3 は、2015 年アジェンダ協議から生じた、残っているリサーチ・パイプライン・プロジェクトを列挙している。これらのプロジェクトについては付録 B でも記述している。当審議会は、これらのプロジェクトが依然として優先事項であるかどうかについてのフィードバックを期待している。これらのプロジェクトが開始されなかったのは、次のものを含む他のプロジェクトにリソースを割く必要があったためである。

- (a) 当初は 2016 年から 2021 年の作業計画になかったプロジェクト、例えば、
 - (i) IFRS 第 17 号「保険契約」の修正及び IBOR 改革と財務報告への影響から生じた修正に関する時間的に急を要するプロジェクト
 - (ii) IFRS 実務記述書第 1 号の改訂
- (b) covid-19 パンデミックから生じた緊急の論点に対応した IFRS 第 16 号の修正
- (c) 他の主要プロジェクトの勢いの維持

第3次アジェンダ協議

表3—リサーチ・パイプライン・プロジェクト

リサーチ・パイプライン・プロジェクト	
①	非継続事業及び処分グループ（IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用後レビュー）
②	インフレーション（高インフレ：IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」の範囲）
③	排出物価格設定メカニズム
④	変動対価及び条件付対価

対応能力の目安

27 当審議会が財務報告上の論点を2022年から2026年の作業計画に追加する対応能力に関する情報は、この情報要請に回答するのに役立つ可能性がある。新IFRS基準書及びIFRS基準書の大規模修正に関連する活動に対する現在の焦点レベルが変わらないままである場合（第14項から第18項参照）、当審議会は、2つから3つの大型プロジェクト、あるいは4つから5つの中規模プロジェクト、あるいは7つから8つの小規模プロジェクト（又はそれらに相当する大・中・小規模プロジェクトの組合せ）を、以下のことを行うための対応能力を除いた後に、開始することができると見込んでいる⁸。

(a) 付録Aに記載している作業計画にすでにあるプロジェクトを継続する（すべてのリサーチ及び基準設定のプロジェクトが新IFRS基準書又はIFRS基準書の大規模修正になると仮定して）。当審議会が現在のプロジェクトのいずれかの範囲を拡大することを決定する場合（例えば、持分法会計を根本的に見直すようなより幅広い範囲の持分法のリサーチ・プロジェクトや、「開示に関する取組み—的を絞った基準レベルの開示のレビュー」のプロジェクトで検討シテスト中の開示要求の開発及び文案作成に対する新しいアプローチ案を適用したIFRS基準における開示要求の包括的な見直しに着手することによって）には、作業計画に潜在的な新プロジェクトを追加するために利用可能な対応能力が少なくなるであろう。

(b) IFRS第9号、IFRS第15号及びIFRS第16号についての要求されている適用後レビューを実施する。

(c) このアジェンダ協議の後に発生する可能性のあるいくつかの緊急のプロジェクトに取り組む（例えば、要求されている適用後レビューからの考え得る後続プロジェクトが優先事項と判断される場合）。

28 付録Bに記載している財務報告上の論点に焦点を当てたプロジェクトは、規模がまちまちである可能性がある。フィードバックを提供するのに役立つため、付録Bに記載している各プロジェクトのうち新IFRS基準書又はIFRS基準書の大規模修正を生じさせ

⁸ 新しいサステナビリティ基準審議会に関連した対応能力に関する情報については、第3項から第5項を参照。

るものには、その規模の見積りを記載している。

コメント提出者への質問

質問 3

第 24 項から第 28 項は、当審議会の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位の概要を示している。

- (a) 付録 B に記載した潜在的プロジェクトのそれぞれについて、当審議会が 2022 年から 2026 年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力（第 27 項から第 28 項参照）を考慮して、どのような優先順位（高・中・低）を与えるか。意見がない場合には、そう述べる。回答者の優先順位付けを説明する情報及びその優先順位付けが潜在的プロジェクトの全部を指すのか一部の側面のみを指すのかを示されたい。当審議会は、優先度が高い又は低いと回答者がランク付けしている潜在的プロジェクトについての説明に特に関心がある。
- (b) 当審議会は、付録 B に記載していない何らかの財務報告上の論点を 2022 年から 2026 年の作業計画に追加すべきか。当審議会が 2022 年から 2026 年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力（第 27 項から第 28 項参照）を考慮した上で、回答者が必要と考える論点をいくつでも提案することができる。当審議会がフィードバックを検討するのに役立てるため、可能な場合には、次の点を説明されたい。
- (i) その論点の性質
 - (ii) その論点が重要であるとする理由

質問 4

当審議会の活動及び作業計画についての他に何かコメントがあるか。付録 A は当審議会の現在の作業計画の要約を示している。

付録 A—2021 年 3 月現在の当審議会の作業計画

- A1 この付録は、2021 年 3 月現在の当審議会の作業計画にある活動中のプロジェクトを要約している。作業計画には次のものが含まれている。
- (a) 新 IFRS 基準書又は IFRS 基準書の大規模修正を生じさせる可能性のあるプロジェクト。これは、
- (i) 解決すべき問題点に関する証拠を収集し、当審議会が基準設定又は維持管理のプロジェクトを開始する前に実行可能な解決策を発見できるかどうかを評価するリサーチ・プロジェクト
- (ii) 新 IFRS 基準書を開発するか又は既存の基準書を大きく修正する基準設定プロジェクト
- (b) IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用に関するプロジェクト。これらのプロジェクトは、IFRS 基準に関する適用上の疑問点に対処する。
- A2 第 19 項で述べたように、当審議会は、作業計画にあるプロジェクトの完了を引き続き優先するつもりである。
- A3 当審議会の作業計画に関する詳細な情報は、<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/>で入手可能である。

表 4—2021 年 3 月現在の作業計画

プロジェクト	説明
リサーチ・プロジェクト	
共通支配下の企業結合	<p>共通支配下の企業結合とは、同一グループ内の会社に関わる合併及び買収である。どの IFRS 基準も、移転対象事業を受け取る企業（移転先企業）が当該結合をどのように会計処理するのかを定めていない。このガイダンスの欠如により実務の不統一が生じている。さらに、企業はこれらの結合について不十分な情報しか提供していない。このプロジェクトの目的は、共通支配下の企業結合における移転先企業による報告の比較可能性及び透明性を改善する要求事項を当審議会が開発できるかどうかを検討することである。</p> <p>当審議会は、予備的見解を示したディスカッション・ペーパーを 2020 年 11 月に 2021 年 9 月 1 日をコメント期限として公表した。</p>

プロジェクト	説明
動的リスク管理	<p>多くの企業が、外国為替レート、金利又は商品価格の変動などの財務リスクに対するエクスポージャーを管理するためにヘッジを使用している。しかし、企業はそれらのリスクを「動的に」管理する。例えば、ヘッジされるポジションは、新たな金融資産及び負債が追加され、他のものが時とともに満期となるため、頻繁に変化する。企業はリスク管理を財務諸表に適切に反映するのに苦勞する場合があるため、投資者はヘッジが企業の財政状態及び将来キャッシュ・フローに与える影響を容易には理解できない。このプロジェクトの目的は、投資者が銀行の金利リスクの動的管理を理解し当該活動の有効性を評価することを可能にするアプローチを当審議会が開発できるかどうかを検討することである。</p> <p>当審議会は、コアとなる会計モデルを開発し、これをどのように進めるのか決定する前に利害関係者と議論している。</p>
持分法	<p>IFRS 基準は、投資先に対する重要な影響力、又は共同支配企業に対する共同支配を有している投資者に、持分法を適用することを要求している。利害関係者は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に示されている持分法を投資者の財務諸表において適用するにあたっての問題点を報告した。このプロジェクトの目的は、これらの適用上の疑問点に IAS 第 28 号の諸原則を識別し説明することによって対処できるかどうかを評価することである。</p> <p>当審議会は、持分法に関するアウトリーチを、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューと同時に実施している。</p>
採掘活動	<p>採掘活動は、鉱物、石油及びガスなどの天然資源の探査、評価、開発及び生産で構成される。企業はこれらの活動に関連した資源及び支出を報告するためにさまざまな会計モデルを使用している。暫定基準である IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」は、IFRS 基準を採用している企業に対し、当審議会が採掘活動に従事する企業の会計実務をレビューするまで、探査及び評価の支出についての従前の会計方針を引き続き適用することを認めている。このプロジェクトの目的は、IFRS 第 6 号の修正又は置換えを行うべきかどうか及びそうしたプロジェクトの範囲を当審議会が決定するための証拠を集めることである。</p>

第3次アジェンダ協議

プロジェクト	説明
<p>のれん及び減損</p>	<p>IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューの一環として、利害関係者は取得の会計処理に関して懸念を示した。これには、投資者が取得及びその後の業績に関して不十分な情報しか受け取っていないことが含まれる。このプロジェクトの目的は、それらの企業が行う取得に関して企業が投資者に提供する情報を、合理的なコストで改善することである。この目的を達成するため、当審議会は、取得の業績に関して企業が提供する開示に改善を加えることができるかどうか及び企業が取得後にのれんを会計処理する方法を変更すべきかどうか（のれんの償却を再導入すべきかどうかを含む）を検討している。</p> <p>当審議会は、予備的見解を示したディスカッション・ペーパーを2020年3月に公表し、当該文書に対するフィードバックを検討している。</p>
<p>資産のリターンに応じて決まる年金給付</p>	<p>このプロジェクトの目的は、定義された資産プールのリターンに応じて変動する年金給付の最終的なコストを、IAS 第19号「従業員給付」を適用して、企業がどのように会計処理するのかについての的を絞った修正を実行可能な形で開発できるかどうかを検討することである。</p>
<p>IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号の適用後レビュー</p>	<p>当審議会在IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号を開発したのは、連結のための単一の基礎及び当該基礎を適用する企業が支配を判定するための堅牢な要求事項を提供し、共同支配の取決めの会計処理を改善し、連結及び非連結の組成された企業についての拡充した開示要求を提供するためである。この適用後レビューの目的は、これらの基準が投資者、企業及び監査人に与えている影響を、当該要求事項が一定期間にわたり広く適用された後に評価することである。</p> <p>当審議会は、情報要請を2020年12月に公表し、コメント期限を2021年5月10日としている。</p>

プロジェクト	説明
IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定	<p>IFRS 第 9 号「金融商品」は、金融資産、金融負債及び一部の非金融商品項目の売買契約の分類及び測定に関する要求事項を含んでいる。IFRS 第 9 号を開発した際に、当審議会はプロジェクトを 3 つのフェーズ（分類及び測定、減損、ヘッジ会計）に分割した。当審議会は、当該基準書の適用後レビューもフェーズに分割し、分類及び測定の要求事項のレビューから開始することも決定した。この適用後レビューの目的は、IFRS 第 9 号のこの側面が投資者、企業及び監査人に与えている影響を、当該要求事項が一定期間にわたり広く適用された後に評価することである。</p>
IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビュー	<p>当審議会は、IFRS for SMEs 基準の定期的な包括的レビューを実施している。最初の手順として、当審議会は 2020 年 1 月に情報要請を公表した。IFRS for SMEs 基準を IFRS 基準と一致させることが、IFRS for SMEs 基準を適用する企業の過大なコストを生じさせずに、投資者に便益を与えるのかどうか及びどのように便益を与えるのかについて意見を求めるためである。</p> <p>当審議会は当該文書に対するフィードバックを検討している。当審議会在 IFRS for SMEs 基準の考えられる修正を識別とした場合、基準の変更案に対してコメントを求める公開草案を公表することになる。</p>
基準設定プロジェクト	
開示に関する取組み — SMEs である子会社	<p>親会社が連結財務諸表の作成に当たって IFRS 基準を適用する場合、その子会社も、親会社に連結目的で報告する際に IFRS 基準を適用する。しかし、子会社自身の財務諸表については、それらの子会社は、公的説明責任のある企業のために設計されている IFRS 基準における開示要求のすべてを適用することをコストがかかると考える場合がある。このプロジェクトの目的は、公的説明責任を有さない子会社が開示要求を削減して IFRS 基準を適用することを認める IFRS 基準書を開発するかどうかである。</p> <p>当審議会は公開草案を 2021 年第 3 四半期に公表する予定である。</p>

第3次アジェンダ協議

プロジェクト	説明
<p>開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー</p>	<p>利害関係者が、財務諸表において提供される開示の有用性に関する懸念を示した。このプロジェクトの目的は、当審議会が IFRS 基準における開示要求の開発及び文案作成を行う方法を改善することによって、投資者にとっての開示の有用性を改善することである。当審議会は、自らが将来において開示要求の開発及び文案作成を行う際に使用するためのガイダンス案（アプローチ案）を開発し、当該アプローチを IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号の開示セクションに適用することによってテストしている。IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号についてテストした後に、当審議会は、当該アプローチ案を将来の基準設定活動（すなわち、他の IFRS 基準書の開示セクションを修正する活動又は新たな IFRS 基準書のための開示セクションを開発する活動）に使用すべきかどうか、及びどのように使用すべきかを決定する。</p> <p>当審議会は、公開草案を 2021 年 3 月に公表し、コメント期限を 2021 年 10 月 21 日としている。</p>
<p>資本の特徴を有する金融商品</p>	<p>IAS 第 32 号「金融商品：表示」は、分類の要求事項に関して必ずしも明確な論拠を示しておらず、一部の複雑な金融商品を金融負債又は資本のいずれに分類すべきかを決定する際の困難を生じさせている。これらの困難は実務の不統一を生じさせている。このプロジェクトの目的は、IAS 第 32 号における基礎となる原則のいくつかを明確化し、当該原則の一貫した適用を容易にするための適用指針を追加することによって、それらの困難に対処することである。当審議会は、金融商品が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を投資者が理解するのに役立つために、追加的な表示及び開示の要求事項を開発すべきかどうかを検討している。</p>
<p>経営者による説明</p>	<p>当審議会が IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」（実務記述書）を 2010 年に公表して以降、記述的な報告が進化している。無形の資源、環境、社会及びガバナンスの事項、並びに企業の長期的な見通しに影響を与える事項に関する情報に対する需要が増大している。このプロジェクトの目的は、投資者の情報ニーズをよりよく満たす経営者による説明を企業が作成するのに役立つように、実務記述書を改訂することである。実務記述書は原則ベースのままとし、企業がそうした投資者の情報ニーズの一部を他の期間が公表している業界固有又はトピック固有のガイダンスを適用することによって満たせるようにする。</p> <p>当審議会は公開草案を 2021 年 4 月に公表する予定である。</p>

プロジェクト	説明
<p>基本財務諸表</p>	<p>投資者が業績報告の比較可能性及び透明性に関する懸念を示した。このプロジェクトの目的は、情報が財務諸表において伝達される方法を、純損益計算書に含まれる情報に焦点を当てて改善することである。当審議会は次のことを企業に要求する提案を開発した。純損益計算書に新たな定義された小計を表示し、情報をより適切な方法で分解し、一部の経営者業績指標に関する情報を開示することを企業に要求するものである。</p> <p>当審議会は公開草案を 2019 年 12 月に公表し、当該文書に対するフィードバックを検討している。</p>
<p>料金規制対象活動</p>	<p>一部の企業は、企業がある期間において供給する財又はサービスに対して権利を得る報酬の金額を決定する料金規制の対象となっている。そうした料金規制は、当該報酬の一部が、企業が当該財又はサービスを供給する期間とは異なる期間において、顧客に請求される規制料金に含められ、したがって収益に含められる場合に、時点差異を生じさせる場合がある。このプロジェクトの目的は、そうした時点差異が企業の財政状態及び財務業績に与える影響に関する情報を企業が提供するための要求事項を開発することである。当該情報は、企業が現在 IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び他の IFRS 基準書を適用して提供している情報を補完し、当該企業の収益と費用との間の関係のより明確で完全な像を投資者に提供することになる。</p> <p>当審議会は公開草案を 2021 年 1 月に公表し、コメント期限を 2021 年 7 月 30 日としている。</p>
<p>維持管理プロジェクト</p>	
<p>返還の利用可能性</p>	<p>このプロジェクトの目的は、受託者など他の者が企業の確定給付制度に関する特定の決定を行う権利を有している場合に、返還の形で利用可能な経済的便益を企業がどのように決定するのかを明確化することである。</p> <p>当審議会は、2015 年 6 月に IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」を修正する提案を示した公開草案を公表した。当審議会は、IFRIC 第 14 号の当該修正案を最終確定しないことを決定し、この事項を扱うための新たな提案を開発すべきかどうかを検討している。</p>

第3次アジェンダ協議

プロジェクト	説明
<p>単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金</p>	<p>このプロジェクトの目的は、IAS 第 12 号「法人所得税」の要求事項を修正して、リースや廃棄義務などの取引（すなわち、企業が資産と負債の両方を認識する取引）に係る繰延税金を企業がどのように会計処理するのかを明確化することである。</p> <p>当審議会は最終的な修正を 2021 年 5 月に公表する予定である。</p>
<p>交換可能性の欠如</p>	<p>IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」は、交換可能性が一時的に欠如している場合に外貨建取引の報告に使用すべき為替レートを定めている。しかし、交換可能性が欠如している他の状況において使用すべき為替レートについての具体的な要求事項はなく、これにより報告実務の不統一が生じている。このプロジェクトの目的は、ある通貨が交換可能であるかどうか及び交換可能でない場合、使用すべき為替レートを企業が決定するための要求事項を定めることである。</p> <p>当審議会は公開草案を 2021 年 4 月に公表する予定である。</p>
<p>セール・アンド・リースバックにおけるリース負債</p>	<p>セール・アンド・リースバック取引は、企業が資産を売却して同一資産を新しい所有者からリースバックする場合に生じる。IFRS 第 16 号「リース」は、当該取引が生じた時点でのセール・アンド・リースバック取引の会計処理に関する要求事項を含んでいるが、当該基準はその日より後に報告を行う際のリース負債の測定方法を定めていない。このプロジェクトの目的は、IFRS 第 16 号のセール・アンド・リースバックの要求事項を、資産を売却してリースバックする企業に対して取引日とその後の両方において明確性を高めることによって、改善することである。</p> <p>当審議会は公開草案を 2020 年 11 月に公表し、当該文書に対するフィードバックを検討している。</p>
<p>引当金 — 的を絞った改善</p>	<p>このプロジェクトの目的は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に対する 3 つの的を絞った改善の提案を開発することである。これらの改善は、IAS 第 37 号における負債の識別に関する要求事項を「財務報告に関する概念フレームワーク」と一致させ、どのコストを引当金の測定に含めるべきかを明確化し、企業が使用する割引率に当該企業自身の信用リスクを反映させるべきかどうかを定めることになる。</p>

付録 B — 提案されることの多い財務報告上の論点

- B1 第 24 項から第 28 項で述べたように、この付録は、この情報要請の作成に役立てるために実施したアウトリーチの間に当審議会に提案された財務報告上の論点（潜在的プロジェクト）を記述している。
- B2 このアウトリーチからのフィードバックは、全般的には IFRS 基準における空白は少ししか残っていないことを示している。しかし、利害関係者はいくつかの領域において適用上の疑問点に包括的に対処する機会を識別した。
- B3 この付録は、
- (a) 潜在的プロジェクトの網羅的なリストを示すものではない。当審議会が検討すべき他の財務報告上の論点の提案を歓迎する。
 - (b) 当審議会の作業計画案ではない。当審議会は、新たなプロジェクトに取り組むための対応能力が限られているため、少数のプロジェクトしか作業計画に追加できない（第 27 項から第 28 項参照）。
 - (c) 基準設定の解決策が不要又は運用可能でない可能性のある提案されたプロジェクトを排除していない。例えば、要求事項への非準拠や判断の不適切な行使を理由として提案されたプロジェクトや、解決策が IFRS 基準の原則ベースの性質を損なう可能性のあるプロジェクトを排除していない。
- B4 当審議会の作業計画に追加されるプロジェクトの範囲は、この付録に記述している潜在的プロジェクトの範囲とは異なる可能性がある。
- B5 この付録は、22 の潜在的プロジェクトをアルファベット順に配列して記述している。アスタリスク（*）を付したプロジェクトは、現時点ではリサーチ・パイプライン・プロジェクトである（第 26 項参照）。

第3次アジェンダ協議

表5 – 潜在的プロジェクトで扱われる可能性のある財務報告上の論点

潜在的プロジェクトの表題	
① 借入コスト	② 気候関連リスク
③ コモディティ取引	④ 暗号通貨及び関連取引
⑤ 非継続事業及び処分グループ*	⑥ 割引率
⑦ 従業員給付	⑧ 費用一棚卸資産及び売上原価
⑨ 外国通貨	⑩ 継続企業
⑪ 政府補助金	⑫ 法人所得税
⑬ インフレーション*	⑭ 無形資産
⑮ 期中財務報告	⑯ マイナス金利
⑰ 事業セグメント	⑱ その他の包括利益
⑲ 排出物価格設定メカニズム*	⑳ 個別財務諸表
㉑ キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	㉒ 変動対価及び条件付対価*

借入コスト

B6 一部の利害関係者は、IAS 第23号「借入コスト」の適用に関する問題点を認識している。これらの利害関係者は次のように述べた。

- (a) 借入コストの定義が陳腐化していて不完全である可能性がある。例えば、リース負債に係る利息費用は明示的に記述されているが、借入コストと考えられる可能性のある他のコストは明記されていない。利害関係者はまた、外貨建の借入から生じるどの為替差額を資産化される借入コストに含めるべきかが分からないとも述べた。
- (b) IAS 第23号の第5項の適格資産の定義は制限的すぎる可能性がある。例えば、2019年3月に公表されたアジェンダ決定で議論されているように、顧客への販売用に財を建設するために生じた借入コストを除外している点である⁹。
- (c) 適格資産の資金が一般借入金のプールで賄われている場合に当該基準書の適用にあたって困難が生じる可能性がある。資産化に適格となる借入コストの金額及び適切な資産化率を決定することが困難である可能性があるからである。
- (d) 親会社から借入している子会社が資産化した借入コストは、連結上は消去を要求される。そうした借入コストの消去は作成者にコストがかかる可能性がある。

⁹ このアジェンダ決定については、<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/supporting-implementation/agenda-decisions/ias-23-over-time-transfer-of-constructed-good-mar-19.pdf> 参照。

- (e) 借入コストの資産化は、企業が資産の建設資金を賄うのが余剰資金なのか借入資金なのかによって異なる金額で測定される結果となる。そうした差異は企業間の比較可能性を低下させる可能性がある。

プロジェクトの規模の目安

- B7 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。
- (a) IAS 第 23 号の諸側面を改善、明確化又は単純化する目的を絞ったプロジェクト（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）
 - (b) IAS 第 23 号の包括的な見直し（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）

気候関連リスク

- B8 評議員会は、サステナビリティ報告基準を設定するための新しい審議会を設置するかどうかを検討している（第 3 項から第 5 項参照）。評議員会によるサステナビリティ報告の検討は、このアジェンダ協議の範囲外である。
- B9 しかし、この情報要請を開発するためのアウトリーチの間に、投資者は、現在の当審議会の業務の範囲に含まれるプロジェクトとなる可能性のある気候関連リスクに関する情報についてコメントした（第 2 項参照）。これらの投資者は次のように述べた。
- (a) 投資者は、気候関連リスクが財務諸表において報告される資産及び負債の帳簿価額に与える影響に関するより良い定性的情報及び定量的情報を必要としている。当該開示及び情報は、比較可能で一貫したものとすべきである。
 - (b) 気候関連リスクは、遠大な長期的リスクとして認識されていることが多く、将来の見積りを要する財務諸表の領域において十分に考慮されていない場合がある（例えば、資産の減損テストにおいて）。
- B10 IFRS 財団が 2020 年 11 月に、気候関連事項が財務諸表に与える影響についての教育用資料を公表した¹⁰。この文書は、気候関連事項が財務諸表に与える影響に重要性がある場合に、IFRS 基準がどのように企業が気候関連事項を考慮することを要求するのかを説明していた。この教育的資料は、2019 年 11 月の記事「IFRS 基準と気候関連開示」を補足するものである¹¹。

¹⁰ 教育的資料「IFRS 基準を適用して作成される財務諸表に対する気候関連事項の影響」については、<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/supporting-implementation/documents/effects-of-climate-related-matters-on-financial-statements.pdf?la=en> 参照

¹¹ この記事については、<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/news/2019/november/in-brief-climate-change-nick-anderson.pdf?la=en> 参照。

プロジェクトの規模の目安

B11 指摘された懸念に対処するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。

- (a) IAS 第1号「財務諸表の表示」の第125項における見積りの不確実性の発生要因に関する情報の開示のための閾値を引き下げる。IAS 第1号の第125項は、将来に関して企業が行っている仮定及び当報告期間の末日現在の見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額の重要性がある修正を生じさせる重要なリスクのあるものに関する情報を開示することを企業に要求している。見積りの不確実性の発生要因に関する情報の開示のための閾値の引下げ（「翌事業年度」への言及の削除など）は、気候関連リスクに関して企業が現在開示しているよりも多くの情報の開示をもたらす、投資者に利用可能な情報を改善する可能性がある。そうした変更は、IFRS 基準の要求事項に対して気候関連リスクのみを超えた広範な影響を与えることになる（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (b) 資産の減損テストを行う際に使用価値を測定するにあたり使用すべきキャッシュ・フロー予測についてのIAS 第36号「資産の減損」の要求事項を拡張する。IAS 第36号の第33項(b)は、キャッシュ・フロー予測は、より長い期間を正当化できる場合を除き、最大5年の期間を対象とすることを要求している。この要求は、使用価値の測定に対する重要性がある長期的な気候関連の影響の考慮を制限するものと誤って解釈される可能性がある（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (c) 上記(a)及び(b)のプロジェクトを結合して単一のプロジェクトとすることを検討する（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (d) B68項からB71項に記述しているように、さまざまな種類の排出物価格設定メカニズムについての会計処理の要求事項を開発する（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

コモディティ取引

B12 コモディティは、さまざまな目的で保有又は使用され、さまざまな形態を取る（金地金及び他の貴金属、石油、天然ガス及び農産物など）。利害関係者は、コモディティに関わる一定範囲の取引及び企業がそれらの取引を行うさまざまな理由を識別した。一部の利害関係者は次のように述べた。

- (a) IFRS 基準は、一部の種類のコモディティ取引（例えば、2017年3月に公表されたアジェンダ決定で議論されたコモディティ・ローン¹²⁾）についての具体的な要求事項が欠けているか又は限定的でしかない。

¹²⁾ このアジェンダ決定については、<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/supporting-implementation/agenda-decisions/ias-1-ias-2-ias-8-ias-39-ifrs-9-commodity-loans-mar-2017.pdf> 参照。

(b) コモディティに関わる取引に具体的に当てはまる基準書がないため、企業は当該取引についての会計方針を策定するにあたり、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 10 項及び第 11 項を適用している。これらの方針は、時には企業の異なる状況を反映して、企業間で異なっている。例えば、金地金に関わるコモディティ・ローン取引を会計処理するため、企業は次のものに基づいて会計方針を策定してきた。

(i) IFRS 第 9 号「金融商品」の要求事項

(ii) IAS 第 2 号「棚卸資産」及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項

(iii) 資産及び負債を認識すべきかどうかを決定するために、「財務報告に関する概念フレームワーク」（概念フレームワーク）

プロジェクトの規模の目安

B13 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。

(a) コモディティに関わる取引の最も一般的な種類のいくつか（例えば、コモディティ・ローン）についての要求事項を開発する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

(b) コモディティ取引についてのより幅広いプロジェクトに取り組む（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

(c) 投資目的のみで保有される金融商品以外の有形又は無形の資産の一定範囲（一部の暗号通貨、コモディティ及び排出枠を含む）を扱うための基準書を開発する^{13,14}。このプロジェクトは、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。

暗号通貨及び関連取引

B14 利害関係者は、暗号資産はより一般的になりつつあると述べた。2019 年 6 月に、委員会はアジェンダ決定「暗号通貨の保有」を公表した¹⁵。しかし、多くの利害関係者は、次のように述べて、追加的な懸念を示した。

(a) IAS 第 38 号「無形資産」によって暗号通貨について要求される会計処理は、有用な情報を提供しない可能性がある。暗号通貨の経済的特性は、無形資産ではなく現金又は他の金融商品に類似しているからである。

¹³ 暗号通貨及び関連取引については B14 項から B16 項で記述しており、排出枠については B68 項から B71 項（排出物価格設定メカニズム）で記述している。

¹⁴ IAS 第 40 号「投資不動産」は、投資不動産の認識、測定及び開示に適用される。

¹⁵ 委員会は、暗号通貨が事業の通常の過程における売却のために保有されている場合には IAS 第 2 号「棚卸資産」が適用されると結論を下した。IAS 第 2 号が適用されない場合には、企業は IAS 第 38 号「無形資産」を暗号通貨の保有に適用する。

第3次アジェンダ協議

- (b) 暗号通貨は公正価値で測定すべきであるが、IAS 第 38 号は、活発な市場における公正価値測定のみを認めており、公正価値の変動はその他の包括利益に認識され、その後のリサイクリングは行われぬ。
- (c) 当該アジェンダ決定は範囲が狭すぎる可能性がある。一部の利害関係者は、当審議会が教育用資料を開発するか又は IFRS 基準書を修正して、暗号資産の直接的保有について他の関連取引（例えば、暗号資産の間接的保有又はイニシャル・コイン・オファリング）とともに具体的な要求事項を提供することを提案した。

プロジェクトの規模の目安

- B15 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。
- (a) 維持管理及び一貫した適用の活動の一環として、教育用資料を開発する¹⁶。
 - (b) IAS 第 38 号の的を絞った修正を行う。例えば、
 - (i) 暗号通貨の公正価値に関する IAS 第 38 号の追加的な開示要求を開発する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (ii) より多くの無形資産（暗号通貨を含む）を公正価値で測定することを認め、公正価値の変動を純損益計算書に認識することが一部の状況において適切かどうかを検討する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (c) 金融商品に関する基準書の範囲を暗号通貨を含めるように修正することを検討する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (d) 投資目的のみで保有される金融商品以外の有形又は無形の資産の一定範囲（一部の暗号通貨、コモディティ及び排出枠を含む）を扱うための基準書を開発する^{17,18}。このプロジェクトは、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。
- B16 いくつかの各国基準設定主体及び他の専門家団体が、暗号通貨及び関連取引についての作業をすでに実施しており、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

非継続事業及び処分グループ

- B17 多くの利害関係者（その大半は投資者及び会計事務所）が、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用及び当該基準書を適用して企業が提供する情報の有用性に関して懸念を示した。委員会は、当該基準書の適用に関するいくつかの論点について議論した。2016 年 1 月に、委員会は IFRS 第 5 号に関連した論点について

¹⁶ 教育用資料は維持管理及び一貫した適用に関する当審議会の活動の一部であるため、プロジェクトの規模の見積りを示していない（第 27 項参照）。

¹⁷ 暗号通貨及び関連取引については B14 項から B16 項で記述しており、排出枠については B68 項から B71 項（排出物価格設定メカニズム）で記述している。

¹⁸ IAS 第 40 号「投資不動産」は、投資不動産の認識、測定及び開示に適用される。

てのアジェンダ決定を公表し、未解決の論点の件数と多様性により、IFRS 第 5 号についての幅広いプロジェクトが必要となる可能性がある」と結論を下した¹⁹。一部の利害関係者は次のように述べた。

- (a) 当該基準書が次のものに適用されるのかどうか分からない。
 - (i) 特定の種類の計画されている支配喪失事象（売却又は分配を通じた支配の喪失を除く）—例えば、親会社が保有している株式の希薄化による子会社に対する支配の喪失
 - (ii) 主として、又は全体が金融商品で構成されている処分グループ
 - (iii) 規制上の承認を必要とする一部の売却
- (b) 測定の要求事項の中にわからないものがある（次のものを含む）。
 - (i) IFRS 第 5 号の第 15 項（処分グループについての測定 of 要求事項を示している）及び IFRS 第 5 号の第 23 項（処分グループについて認識した減損損失を当該処分グループの中の非流動資産に配分することを要求している）
 - (ii) 過去に処分グループの中ののれんに配分した減損損失を戻し入れることができるかどうか（IFRS 第 5 号の第 22 項）
- (c) 表示の要求事項の中にわからないものがある（次のものを含む）。
 - (i) 継続事業と非継続事業との間でのグループ内取引の表示方法
 - (ii) 子会社と他の非流動資産とで構成されている処分グループが、売却目的保有に分類されなくなる場合に、IFRS 第 5 号の第 28 項における表示の要求事項の適用方法
 - (iii) 「非継続事業」の定義における「独立の主要な事業分野又は営業地域」という概念の適用方法（IFRS 第 5 号の第 32 項参照）
- (d) 処分グループ又は非継続事業を基本財務諸表において単一の科目で表示することは、有用な情報を提供しない可能性がある。投資者は、基本財務諸表におけるより詳細な情報及びより良い情報を必要としていると述べた²⁰。

B18 これらの懸念の多くは 2015 年アジェンダ協議で指摘されており、その時点では、当審議会は IFRS 第 5 号の適用後レビューがそれらに対処するための最も有効な方法であろうと判断した。しかし、当審議会はまだ当該プロジェクトを開始していない（第 26 項参照）。

¹⁹ このアジェンダ決定は、[https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/supporting-implmentation/agenda-decisions/ifrs-5-january-2016-\(2\).pdf](https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/supporting-implmentation/agenda-decisions/ifrs-5-january-2016-(2).pdf) で入手可能である。

²⁰ キャッシュ・フロー計算書及び関連事項については、B76 項から B79 項に記述している。

第3次アジェンダ協議

プロジェクトの規模の目安

- B19 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のいずれかを行うことが考えられる。
- (a) 単一科目での表示を再検討し、より効果的な開示を開発する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (b) すべての懸念に対処するための包括的レビューに取り組む（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

割引率

- B20 貨幣の時間価値は金融における中心的な概念である。現在価値測定技法は、この概念を適用して、将来の金額を割引率を使用して現在の金額と関連付けている。現在価値測定技法は、2つの主要なインプットのセットを必要とする。将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の見積りと、当該キャッシュ・フローを測定日現在で保有している対応する金額の現金に換算するための割引率である。しかし、長年にわたり開発された IFRS 基準は、さまざまなインプットをそうした現在価値に反映することを要求してきた。IFRS 基準が要求しているインプットがまちまちであることは、認められるか又は要求される割引率もまちまちであることを意味する。過去のアジェンダ協議及びその後を受け取ったコメントは、利害関係者がこれらの割引率がまちまちである理由を理解できないことが多いことを示唆している。
- B21 当審議会は、IFRS 基準における割引率に関するリサーチを実施し、割引率の要求事項の変型のいくつかは、測定基礎が IFRS 基準書ごとに異なっているために生じていることを発見した（例えば、歴史的原価、公正価値、使用価値）²¹。その他の変型は、IFRS 基準がさまざまな時期に開発され、異なる領域に焦点を当てていたことにより生じている。当審議会は、各プロジェクトについて生じているいくつかの差異を解決すべきかどうか及び解決の方法を検討するにあたり、割引率のリサーチの発見事項を使用している。例えば、ディスカッション・ペーパー「企業結合 – 開示、のれん及び減損」において、当審議会は、税引後の割引率及び税引後のキャッシュ・フローを使用して使用価値を見積ることを認めることを提案した²²。

プロジェクトの規模の目安

- B22 すべての IFRS 基準書における要求事項を再検討し、適切な場合には、現在価値測定技法の変型をなくすためのプロジェクトは、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。

²¹ <https://cdn.ifrs.org/-/media/project/discount-rates/project-summary.pdf> 参照。

²² IAS 第 36 号「資産の減損」は、使用価値を税引前のベースで見積ることを企業に要求している。利害関係者は、税引前の割引率は観察可能でないため、テストは通常は税引後のベースで行われていると述べた。

従業員給付

B23 一部の利害関係者は、従業員給付の会計処理に関して懸念を示した。これらの利害関係者は次のように述べた。

(a) IAS 第 19 号「従業員給付」の第 83 項を、優良社債の厚みのある市場がない場合に退職後給付債務を割り引くために使用する率を決定するために、どのように適用するのかが分からない。そうした債券の厚みのある市場がない場合、IAS 第 19 号は、その代わりに国債の市場利回りを使用することを企業に要求している。

(b) IAS 第 19 号の要求事項は、退職後給付制度（例えば、年金制度）のうち確定拠出制度と確定給付制度の両方の特徴を有するもの（ハイブリッド型年金制度）に有効に対処していない。一部の利害関係者は、そうした制度がいくつかの法域において一般的となっており、会計上の要求事項がそうした制度の分類及び測定の一貫性を削減する必要があると述べた。

B24 当審議会には、付録 A に記載しているように、従業員給付に関連した 3 つのプロジェクトが作業計画にある。

(a) 開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー

(b) 資産のリターンに応じて決まる年金給付

(c) 返還の利用可能性

プロジェクトの規模の目安

B25 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のいずれかを行うことが考えられる。

(a) 優良社債の厚みのある市場がない場合に企業が使用する割引率についての IAS 第 19 号の要求事項を見直す（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

(b) ハイブリッド型年金制度の会計処理の要求事項を開発する（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

(c) IAS 第 19 号の包括的な見直しを行う（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

B26 いくつかの各国基準設定主体及び他の専門家団体が、この領域でのリサーチをすでに実施しており、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。当審議会は、これらの問題の解決策をリサーチした過去の作業にも基礎を置くことができる。

費用 — 棚卸資産及び売上原価

B27 一部の利害関係者（その大半は基準設定主体）が、棚卸資産及び売上原価の会計処理の諸側面に関して懸念を示した。

第3次アジェンダ協議

B28 いくつかの基準設定主体は、IFRS 第15号の導入後に、当審議会が売上総利益の他方の構成要素（すなわち、売上原価（販売した商品の原価及びサービス提供の原価を含む））についての要求事項の開発を検討すべきであると述べた。これらの利害関係者は、この潜在的プロジェクトの一部として、当審議会が棚卸資産の会計処理の改善を図り、要求事項がないか又は不十分であると考えている領域（以下を含む）についての会計処理の要求事項の開発を検討すべきであると述べた。

- (a) 変動対価の認識²³
- (b) 売上原価（販売した商品の原価及びサービス提供の原価を含む）の認識の時期
- (c) 重大な金融要素の存在
- (d) 機能別の科目（売上原価を含む）の定義
- (e) コストの資産化（業界固有のコストの資産化の要求事項）
- (f) 棚卸資産の減損

B29 これらの利害関係者は、そうしたプロジェクトは業界間の実務を調和化させ、売上原価の構成要素についての共通の理解を提供するであろうと述べた。しかし、他の利害関係者は、そうしたプロジェクトの実行可能性及び新しい要求事項を適用するために必要となるコストを便益が正当化するかどうかを疑問視した。

プロジェクトの規模の目安

B30 これらの懸念に対処するため、当審議会が棚卸資産及び売上原価の会計処理の包括的な見直しに取り組むことが考えられる（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）²⁴。

外国通貨

B31 数名の利害関係者が、IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」の要求事項の見直しを要望し、当審議会が次のことを検討することを提案した。

- (a) 企業の機能通貨を決定するための諸要因の見直し
- (b) IAS 第21号の範囲に含まれる為替デリバティブの会計処理の明確化
- (c) 外貨建の長期債務及び長期債権の会計処理の要求事項が、当該通貨の変動性が高く取引に厚みがない場合に、適切かどうかの決定²⁵
- (d) 外国為替レート変動の財務諸表上の影響に関するの拡充した開示の開発

²³ 変動対価及び条件付対価については B80 項から B83 項で記述している。

²⁴ IAS 第2号が棚卸資産の会計処理を定めている。

²⁵ IAS 第21号の第32項。

B32 当審議会には、付録 A に記載しているように、IAS 第 21 号を修正するための 1 件の維持管理プロジェクト（交換可能性の欠如）がある²⁶。

プロジェクトの規模の目安

B33 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。

(a) IAS 第 21 号の諸側面を改善するための的を絞ったプロジェクト（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）

(b) IAS 第 21 号の包括的な見直し（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）

B34 ある国の基準設定主体がこの領域でのリサーチをすでに実施しており、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。当審議会は、これらの論点の一部に対する解決策をリサーチした過去の作業にも基礎を置くことができる。

継続企業

B35 財務諸表は継続企業的前提で作成すべきである。ただし、経営者が当該企業の清算若しくは営業停止を意図している場合、又はそうする以外に現実的な選択肢がない場合を除く²⁷。経済状況が不利である場合又は企業が財務的困難にある場合には、投資者は経営者の継続企業の評価を理解したいと考える。一部の利害関係者は次のように述べた。

(a) 経営者がどのようにして作成についての継続企業の基礎を評価すべきかに関する現在の要求事項は不十分である。一部の利害関係者は、要求事項をより規範的にすることで、適用及び執行が改善される可能性があると提案した。

(b) 継続企業に関しての経営者の開示が、不適切である場合、決まり文句である場合、適時に提供されていない場合がある。例えば、

(i) 企業が継続企業として継続する能力に関する重要性がある不確実性についての情報の提供に関する閾値が高すぎる可能性がある。

(ii) 重要性がある不確実性に関して提供すべき情報の性質及び範囲についての要求事項が不十分である可能性がある。

(iii) 根底にあるリスク及び財務上の困難の予想される軽減に関する開示が、投資者のニーズを満たすのに不十分である場合がある（特に、企業が継続企業として継続する能力に関して重大な疑念を生じさせる事象又は状況を軽減する計画を経営者が有している場合）。

²⁶ 交換可能性の欠如のプロジェクトに関する詳細情報については、<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/lack-of-exchangeability-research/> 参照。

²⁷ IAS 第 1 号の第 25 項。

第3次アジェンダ協議

(c) IFRS 基準は、継続企業の前提が不適切である場合に財務諸表を作成すべき基礎に関しては触れていない。

B36 委員会及び当審議会は、これらの事項のいくつかについて議論した。委員会は、開示要求に関するアジェンダ決定も 2010 年 7 月及び 2014 年 7 月に公表した^{28, 29}。2014 年 7 月のアジェンダ決定で、委員会は IAS 第 1 号における最重要の開示原則と継続企業に関する具体的な要求事項との相互関係を強調した。このアジェンダ決定は、特に、B35 項 (b) に記載した懸念への対処に役立つことを意図したものである。

B37 2021 年 1 月に、IFRS 財団は継続企業に関する開示についての教育用資料を公表した。継続企業の評価に関連性のある IFRS 基準書の要求事項を説明したものである³⁰。

プロジェクトの規模の目安

B38 これらの懸念に対処するため、当審議会在次のことを行うことが考えられる。

(a) 継続企業の前提による作成が適切かどうかを経営者がどのように評価すべきかに関する拡充した要求事項を開発する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

(b) 継続企業の前提に関する拡充した具体的な開示要求を開発する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

(c) 企業がもはや継続企業ではない場合に適用される会計処理の基礎を定めるための要求事項を開発する（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

(d) 単一のプロジェクトで問題点にまとめて対処する（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

B39 いくつかの各国基準設定主体が継続企業に関する疑問点についてすでに作業したか又は作業中であり、そうした作業は当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

政府補助金

B40 一部の利害関係者（大部分は基準設定主体）が、IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」の次のことに関しての諸側面を疑問視した。

(a) 政府補助金の純損益計算書における認識規準（政府補助金による収益の認識の時期を含む）。利害関係者は、IAS 第 20 号は、補助金において識別された履行義務の充

²⁸ 「IAS 第 1 号『財務諸表の表示』－継続企業の開示」（2010 年 7 月公表）：<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/supporting-implementation/agenda-decisions/ias-1-going-concern-disclosure-july-2010.pdf> 参照。

²⁹ 「継続企業の評価に関する開示要求（IAS 第 1 号『財務諸表の表示』）：<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/supporting-implementation/agenda-decisions/ias-1-disclosure-requirements-relating-to-assessment-of-going-concern-jul-14.pdf> 参照。

³⁰ 「継続企業－開示に焦点を当てる」：<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/news/2021/going-concern-jan2021.pdf?la=en> 参照。

足ではなく、合理的な保証及び原価の収益との対応に基づいていると指摘した。彼らは、原価の収益との対応は「概念フレームワーク」の目的ではないとも述べた。

- (b) 非貨幣性資産の形式である特定の種類の政府補助金の認識及び測定の不統一
- (c) 補助金が資産に関連している場合に認められている会計方針の選択。当該基準書は、そうした補助金は繰延収益として又は当該補助金を控除して当該資産の帳簿価額を算出することによって認識すべきであると述べている。会計方針の選択肢の存在は比較可能性を低下させる。
- (d) 補助金が収益に関連している場合に認められている会計方針の選択。当該基準書は、そうした補助金は（独立科目で、又はその他の収益に含めるかのいずれかで）収益として又は関連する費用から控除して表示すべきであると述べている。会計方針の選択肢の存在は比較可能性を低下させる。
- (e) 政府補助金を資産の取得原価から減額することは、他のいくつかの IFRS 基準書と不整合である。例えば、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」は、資産の購入と関連する補助金の受取りを総額で表示することを企業に要求している。利害関係者は、2020 年 5 月に当審議会が IAS 第 16 号「有形固定資産」の修正を公表したことを指摘した。この修正は、有形固定資産の取得原価から、企業が当該資産を意図した使用のために準備している間に生産した品目の販売により受け取った金額を控除することを禁止している。

プロジェクトの規模の目安

- B41 指摘されたすべての懸念に対処することを目的とするプロジェクトは、中規模プロジェクトとなる可能性が高い。
- B42 いくつかの各国基準設定主体は、政府補助金についての作業をすでに実施しており、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

法人所得税

- B43 一部の利害関係者（大部分は作成者及び投資者）が、企業が IAS 第 12 号「法人所得税」を適用する場合の情報の有用性を疑問視した。これらの利害関係者は次のように述べた。
 - (a) 当該基準書はいくつかの例外を含んでおり、当該基準書の基礎となっている原則を損なう可能性がある。
 - (b) IAS 第 12 号で使用されている繰延税金に対する貸借対照表アプローチは、有用な情報を提供しない可能性があり、繰延税金負債が「概念フレームワーク」における改訂後の負債の定義を満たさない可能性がある。

第3次アジェンダ協議

- (c) 当該基準書には、新たに生じた種類の税金の会計処理方法に関する具体的な要求事項が欠けている。
- (d) 当審議会は、企業の法人所得税費用及び将来キャッシュ・フローに対する潜在的な影響を投資者がよりよく理解するのに役立つために開示を拡充すべきである。投資者は、当審議会が繰延税金、当期税金及び支払税金の調整を容易にするためのより良い開示を開発すべきであると述べた。投資者はまた、当審議会が企業の税務最適化構造に関するより効果的な開示を開発すべきであるとも提案した。そうした税務構造の性質、どの国が関与する可能性があるのか、どのようなリスクが存在するのか及びそうした税務構造の持続可能性を理解するのに役立つためである。
- (e) 繰延税金資産の回収可能性の評価に使用する仮定が減損テスト又は継続企業の評価に使用する仮定とどのくらい一致すべきかについて、意見がまちまちである。

プロジェクトの規模の目安

- B44 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。
- (a) 維持管理及び一貫した適用の活動の一部として、教育的資料を開発する³¹。
 - (b) 新たに発生した種類の税金の会計処理の要求事項を開発する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (c) 法人所得税に関する拡充した開示を開発する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (d) 法人所得税の会計処理の包括的な見直しを行う（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- B45 いくつかの各国基準設定主体及び他の専門家団体がこの領域におけるリサーチをすでに実施しており、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。当審議会は、IAS第12号の適用にあたり生じる問題点の原因についての過去のリサーチを基礎にすることもできる。

インフレーション

- B46 一部の利害関係者が、IAS第29号「超インフレ経済下の財務報告」に従って作成される情報をより有用にすることができると述べた。具体的には、次のように述べた。
- (a) IAS第29号の範囲を、高インフレを経験している経済を含めるように拡大すべきである。長期間の高インフレは、財務諸表に含める情報の目的適合性に影響を与える可能性があるからである。

³¹ B15項に対する脚注16参照。

- (b) 当該基準書は一般物価指数に依拠しており、これは信頼性がない場合や利用可能ではない場合がある。
- (c) 超インフレ環境における在外営業活動体の修正再表示した財務諸表は、理解することが困難である。

プロジェクトの規模の目安

- B47 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。
- (a) IAS 第 29 号の他の要求事項を修正せずに、IAS 第 29 号の範囲を高インフレに晒されている経済を含めるように拡大できるかどうかを評価する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (b) IAS 第 29 号の包括的な見直しを行う（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。一部の利害関係者は、当審議会が新たな要求事項の基礎を米国基準の要求事項とすることによって、このプロジェクトの規模を削減すべきであると提案した。米国基準は、IAS 第 29 号が要求している購買力を反映するための遡及的な指数連動ではなく、グループの表示通貨を超インフレ経済で営業している在外営業活動体の機能通貨として将来に向かって使用することを要求している。
- B48 いくつかの各国基準設定主体がこの領域でリサーチを実施しており、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

無形資産

- B49 多くの利害関係者が、IAS 第 38 号は多様な取引及び資産を対象としており、その多くは当該基準書の開発時には想定されていなかったと指摘した。これらの利害関係者は次のように述べた。
- (a) IAS 第 38 号は一部の新しい種類の取引及び資産に関して有用な情報を提供しない可能性がある。投資目的で保有されるか又は売買される無形資産、例えば、B14 項から B16 項で議論した暗号通貨や B68 項から B71 項で議論する排出権などである。利害関係者は、IAS 第 38 号の範囲には、他の IFRS 基準書の範囲の中で扱う方が適切であろう資産が含まれていると述べた。
 - (b) 当該基準書は、どのような場合に自己創設無形資産を認識できるのか及びどのような場合に無形資産の公正価値での事後測定が認められるのかに関して制限的すぎる可能性がある。経済が知識ベースになっていく中で、ブランド、効率的な事業プロセス及びビッグデータなどの資源は、以前よりも大きな役割を価値の創造において果たしている。したがって、利害関係者は、こうした制限は財務諸表が目的適合性のある情報を省略する結果となる可能性があるとして述べた。

第3次アジェンダ協議

- (c) 自己創設無形資産と取得の一部として認識した一部の無形資産との取扱いの相違により、内生的に成長している企業と取得を通じて成長している企業との間の比較がより困難になっている。しかし、一部の利害関係者は、より多くの自己創設無形資産を認識することは運用上の困難及び測定に関する不確実性を生じさせると述べた。彼らは、当該情報の報告による便益は、そうした情報の提供に伴う主観性及び提供のために生じるコストを正当化しない可能性があるとして述べた。
- (d) 資産として認識されない無形の資源に対する支出に関する開示が、有用な情報を十分にしか提供していない場合がある³²。

B50 取得した無形資産と自己創設無形資産との間の会計処理の相違に対する1つの考えられる解決策は、一部の取得した無形資産ののれんと区分した認識についてのIFRS第3号「企業結合」の要求事項を再検討することである可能性がある。当審議会は、のれんと減損に関するプロジェクトの一部として、この解決策の検討を開始した。しかし、フィードバックにより、当審議会はこうした提案を当該プロジェクトの一部として開発しないことを暫定的に決定するに至った³³。

B51 IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」を改訂するプロジェクトの一部として、当審議会は、経営者による説明が主要な資源に関する情報を提供することを提案しており、これには企業の財務諸表上で資産として認識されていない無形項目が含まれる³⁴。しかし、IFRS基準に従って財務諸表を作成する企業が実務記述書に準拠することは要求されない。

プロジェクトの規模の目安

- B52** 指摘された懸念に対処するため、当審議会は次のいずれかを行うことが考えられる。
- (a) 資産として認識されていない無形項目に関する改善した開示を要求する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (b) 一部の無形資産（特に投資目的で保有されているもの）の公正価値に関する開示を要求する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (c) 無形資産の定義を含めて、当該基準書の包括的な見直しを行う（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- B53** 各国基準設定主体及び他の専門家団体が、この領域でのリサーチをすでに実施しており、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

³² IFRS財団の評議員会は、サステナビリティ報告基準を設定するための新しい審議会を設置すべきかどうかを別個に検討している（第3項から第5項参照）。無形資産についての潜在的プロジェクトは、評議員会が設置するとした場合のサステナビリティ基準の審議会との協調が必要となる可能性がある。

³³ ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」の5.24項参照：<https://cdn.ifrs.org/-/media/project/goodwill-and-impairment/goodwill-and-impairment-dp-march-2020.pdf#page=99>

³⁴ 経営者による説明のプロジェクトに関する詳細情報については、<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/management-commentary/>を参照。

期中財務報告

B54 IAS 第 34 号「期中財務報告」は、期中財務諸表における報告の要求事項を示している。一部の利害関係者は次のように述べた。

- (a) IAS 第 34 号は、期中報告期間についての資産、負債、収益及び費用の認識に関する原則は年次財務諸表における原則と同じであると述べている。しかし、IAS 第 34 号は、報告の頻度が企業の年次の成果の測定に影響を与えるべきではないとも述べている。この目的を達成するためには、期中報告の目的での測定は年度通算のベースで行うことが必要となる。これらの要求事項は他の基準書における要求事項との緊張関係を生じさせてきた。例えば、利害関係者は、確定給付制度の確定給付制度債務を各期中報告日に再測定することが要求されるのかが分からない。
- (b) 期中財務報告書は、直近の完全な 1 組の年次財務諸表に関するアップデートを提供することを意図している。しかし、利害関係者は、新基準書又は大規模修正の適用初年度の期中財務諸表において、どのような経過的開示が要求されるのかが分からないと述べた。例えば、一部の利害関係者は、IFRS 第 16 号「リース」を最初に適用した際に、四半期財務諸表のそれぞれにおいて経過的開示を繰り返すことを要求されると考えたと述べた。
- (c) IAS 第 34 号は、期中財務諸表において、直近の事業年度末以降の企業の財政状態の変動及び業績についての理解にとって重大な事象及び取引の説明を提供することを企業に要求している。しかし、一部の利害関係者は、企業が開示する情報は、例えば、**covid-19** パンデミックによって生じた、困難が多く非常に不確実な経済環境において、不十分である場合があると述べた。

プロジェクトの規模の目安

B55 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のいずれかを行うことが考えられる。

- (a) 直近の完全な 1 組の年次財務諸表に関するアップデートを提供するための拡充した開示要求を開発する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (b) 新基準書又は大規模修正の適用初年度の期中財務諸表において、どのような経過的開示が要求されるのかを明確化する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (c) 期中の会計処理の論点を、IAS 第 34 号に依拠するのではなく、新 IFRS 基準書又は大規模修正を開発する際にそれぞれで扱う（すべてのプロジェクトに対しての一連の小規模又は中規模の追加となる可能性が高い）。
- (d) 指摘されたすべての論点に対処するために IAS 第 34 号の要求事項を見直す（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

マイナス金利

第3次アジェンダ協議

- B56 マクロ経済環境の変化及びいくつかの中央銀行によるマイナス金利の導入により、一部の企業に実務上の課題が生じている。
- B57 一部の利害関係者は、将来キャッシュ・フローをマイナス金利で割り引くと、彼らの意見では企業の業績を忠実に表現しない可能性のある、理解が困難な結果が生じると述べた。それらの利害関係者は、資産又は負債をマイナス金利で割り引くと、現在価値が、当該資産について受け取る金額又は当該負債を決済するために要する金額よりも大きくなると指摘した。利害関係者は、マイナス金利についての具体的な要求事項の欠如に関して懸念を示した。
- B58 委員会は、マイナスの実効金利が純損益計算書における収益及び費用の表示に与える影響について議論した。委員会は、金融資産についてマイナスの実効金利により生じる利息は、経済的便益の総額でのインフローではなく総額でのアウトフローを反映しているため、金利収益の定義を満たさないことに留意した。したがって、マイナスの実効金利により金融資産について生じた費用は、金利収益として表示すべきではなく、適切な費用の分類において表示すべきである³⁵。

プロジェクトの規模の目安

- B59 マイナス金利の具体的な会計処理の要求事項を開発するためのプロジェクトは、中規模プロジェクトとなる可能性が高い。

事業セグメント

- B60 この情報要請のためのアウトリーチの間に、一部の投資者は、マネジメント・アプローチに基づくセグメント開示の要求は、おおむね有用であると述べた。経営者が事業をどのように見ているのかを反映し、事業がどのように運営されているのかについての洞察を提供し、経営者が責任をどれだけ効率的及び効果的に果たしたのかを投資者が評価できるようにする情報を提供するからである。しかし、一部の投資者は、IFRS 第8号「事業セグメント」を適用して開示される情報に関して懸念を示した。それらの投資者は次のように述べた。
- (a) 潜在的プロジェクトは、事業セグメントを報告セグメントに集約するための規準の改善を検討すべきである。投資者は、経営者の判断への依拠により分解が不十分となっていると指摘した。
 - (b) 報告セグメントの内訳の反復的な変更は、報告企業の期間ごとの比較可能性に影響を与える。
 - (c) 当審議会はセグメント別の追加的な科目の開示を要求すべきである。こうした科目には、収益、資産、資本、資本的支出、企業結合、売却目的で保有する非流動資産及び非継続企業を含めることが考えられる。こうした追加的な開示は、当該情報が

³⁵ 参照：<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/supporting-implementation/agenda-decisions/ias-39-ias-1-january-2015.pdf>

最高経営意思決定者に定期的に報告されているかどうかに関係なく要求すべきである。IFRS 第 8 号は、以前は、セグメント資産の開示を、最高経営意思決定者に定期的に報告されているかどうかに関係なく要求していた。当審議会が当該要求を削除したのは、そうした情報は物的資産の使用が少ない一部の業種では利用可能でないため、及び米国基準における実務とのコンバージェンスのためであった。

- (d) 当審議会は、基本的分析を可能にするためのセグメント別の主要な業績指標（例えば、粗利益、回転率及び利益率）の最小限のセットの開示に関する要求事項を開発すべきである。

プロジェクトの規模の目安

- B61 投資者からのインプットは、セグメント集約規準の的を絞った改善及び開示の拡充が、より意思決定に有用な情報を投資者に提供する可能性があることを示唆している（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- B62 ある国の基準設定主体がこの領域でのプロジェクトに取り組んでおり、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。当審議会は、IFRS 第 8 号の適用後レビューから生じた IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号の改善案に関する過去の作業も基礎にできる。

その他の包括利益

- B63 一部の利害関係者は、「概念フレームワーク」が収益及び費用の財務業績計算書における分類並びにその他の包括利益から純損益計算書への振替（リサイクリング）に関する原則を示していると述べた。収益又は費用は、純損益計算書が目的適合性のより高い情報の提供、又は当期の企業の財務業績のより忠実な表現の提供となる場合には、純損益の外で、その他の包括利益に分類される³⁶。一部の利害関係者は、その他の包括利益の使用及びリサイクリングは IFRS 基準において不整合に見えるという懸念を指摘した。いくつかの IFRS 基準書がリサイクリングを要求している。例えば、
- (a) IAS 第 21 号は、在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた利得又は損失のリサイクリングを要求している。
- (b) IFRS 第 9 号の 4.1.2A 項は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得及び損失のリサイクリングを要求している。
- B64 他の IFRS 基準書はリサイクリングを禁止している。例えば、
- (a) IAS 第 16 号又は IAS 第 38 号における再評価モデルを適用する場合、再評価剰余金のリサイクリングは禁止されている。
- (b) IAS 第 19 号は、確定給付制度から生じた数理計算上の差異のリサイクリングを禁止している。

³⁶ 「概念フレームワーク」の 7.14 項から 7.19 項参照。

第3次アジェンダ協議

- (c) IFRS 第9号の5.7.5項は、その他の包括利益を通じて公正価値に測定するものに指定した資本性金融商品に対する投資からの利得及び損失のリサイクルを禁止している。
- (d) IFRS 第9号の5.7.7項(a)は、企業自身の信用リスクに起因する金融負債の公正価値の変動のリサイクルを禁止している。

B65 一部の利害関係者は、すべてのIFRS基準書について「概念フレームワーク」に示された原則との整合性をレビューすべきであり、当該レビューには、その後にリサイクルされない収益及び費用に関する要求事項の再検討も含めるべきであると提案した。当審議会は、IFRS第9号における分類及び測定の適用後レビューを実施中であり、これは（とりわけ）、一部の持分投資についてその他の包括利益に表示される公正価値変動の取扱いに関しての意見を集めることになる。

プロジェクトの規模の目安

- B66 「概念フレームワーク」における収益及び費用のその他の包括利益への分類（及びリサイクル）の原則のIFRS基準書への適用及び当該IFRS基準書の要求事項を修正すべきかどうかの検討は、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。
- B67 いくつかの専門家団体がこれらの懸念の一部をすでに検討している。彼らの結論が当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

排出物価格設定メカニズム

- B68 温室効果ガスの産出の削減を促すため、各政府が排出物価格設定メカニズム（例えば、排出権取引スキーム）を開発している。一部の利害関係者（投資者を含む）は、こうしたメカニズムについてIFRS基準における会計処理の要求事項がないため、それらが企業に与える影響の報告において実務の不統一が生じていると述べた。
- B69 排出権取引スキームは、売買可能な排出枠を創出する。排出権取引スキームの1つの一般的な形態は、キャップ・アンド・トレードのスキームである³⁷。利害関係者からのコメントには、企業が次のことをどのように行うのかに関する懸念が含まれていた。
- (a) スキーム管理者からゼロ又は名目的な対価で受け取った排出枠の認識及び当初測定
- (b) 保有している排出枠（過去又は将来の汚染物質の排出をカバーするために保有しているものと投資目的で保有しているものの両方を含む）の事後測定

³⁷ キャップ・アンド・トレードのスキームは、特定の期間に排出できる汚染物質の分量に全体的な上限を設定する。この全体的な上限が、排出枠の分配又は売却によって参加者（排出者）間で配分される。排出者は、排出した汚染物質をカバーするために排出枠を引き渡さなければならない。排出者は余った枠を売却することができ、特定の期間内に排出した汚染物質をカバーするために有している枠が少なすぎる場合には、枠を購入するか又はペナルティを支払わなければならない。

- (c) すでに排出した汚染物質をカバーするために排出枠を引き渡す負債の認識及び測定
(次のことの決定を含む)
 - (i) 負債が存在するかどうか及びどの時点で認識すべきか
 - (ii) 当該負債の測定方法
- (d) 排出物価格設定メカニズムから生じる資産、負債、収益及び費用の表示
- (e) 排出物価格設定メカニズムに関する情報の開示

プロジェクトの規模の目安

- B70 当審議会は、過去のプロジェクトにおいて排出物価格設定メカニズムについてリサーチしており、過去の議論を再開することができる。当審議会は、すべての種類の排出物価格設定メカニズムを扱うのか、その一部（排出権取引スキームなど）のみを扱うのかを決定することが必要となる。当審議会は、過去の議論の後に開発された他のスキームや、売買業者及びスキーム管理者による会計処理を何らかのプロジェクトの範囲に含めるべきかどうかを検討することも必要となる可能性がある。したがって、さまざまな種類の排出物価格設定メカニズムについての会計処理の要求事項の開発は、大規模プロジェクトとなる可能性が高い³⁸。
- B71 各国基準設定主体が開発したガイダンスが、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

個別財務諸表

- B72 一部の法域の法令は、IAS 第 27 号「個別財務諸表」を適用した個別財務諸表を公表することを企業に要求している。こうした個別財務諸表は投資者に有用である可能性がある³⁹。また、財務諸表に関心のある他の者にとっても有用である可能性がある。個別財務諸表は、例えば、国内の法令における認められる配当の決定又は税務計算のための出発点として使用される場合がある。
- B73 一部の利害関係者は、当審議会が次のことを行うべきであると述べた。
- (a) 個別財務諸表における特定の取引への IFRS 基準の適用を明確化又は変更する。この点での利害関係者の見解は、誰が個別財務諸表の主要な利用者なのか又は主要な利用者であるべきかに関する見解に影響される。場合によっては、個別財務諸表についてのコストと便益の考慮の相違にも影響される。一部の利害関係者は、次のことについての見直しを要望した。

³⁸ 投資目的のみで保有される排出枠は、B13 項(c)及び B15 項(d)に記述した基準書で扱うことが考えられる。

³⁹ 13 ページの表 1 に対する脚注 4 を参照。

第3次アジェンダ協議

- (i) 子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資の取得に関連した条件付対価及び取引コストの会計処理⁴⁰
 - (ii) IFRS 第9号の予想信用損失モデルのグループ内貸付への適用（例えば、親会社が資金の流れをコントロールしている場合、返済が裁量的である場合、又は取引が親会社からの潜在的な資本拠出と見られる状況で）
 - (iii) ヘッジ会計の適用（例えば、ある会社がヘッジ対象を保有していて、同じグループ内の別の会社がヘッジ手段を保有している場合）
 - (iv) 取引が市場の条件でない場合の、親会社と子会社との間の一部の取引の影響の会計処理
 - (v) 移転先企業の個別財務諸表における共通支配下の企業結合の会計処理⁴¹
- (b) 個別財務諸表における開示要求を追加する（例えば、配当可能利益及びグループ内の保証に関して）。

プロジェクトの規模の目安

- B74 一般目的財務諸表の文脈でこれらの懸念に対処するため、当審議会が次のことを行うことが考えられる。
- (a) 個別財務諸表において、より多くの開示要求を開発する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (b) 具体的な適用上の疑問点のいくつかに個々に対処する（一連の小規模プロジェクト又は中規模プロジェクトとなる可能性が高い）
 - (c) IAS 第27号の包括的な見直しを行う（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- B75 いくつかの各国基準設定主体及び他の専門家団体が、指摘された論点のいくつかを検討しており、彼らの経験が当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

- B76 多くの利害関係者（その大半は投資者、作成者及び基準設定主体）は、当審議会が IAS 第7号の修正又は置換えを行うプロジェクトに取り組むことを提案した。これらの利害関係者は次のように述べた。
- (a) キャッシュ・フロー計算書から他の基本財務諸表に調整する際に困難がある。特に、財政状態計算書をキャッシュ・フロー計算書と調整する際に困難がある。リース、サプライチェーン・ファイナンス契約（例えば、リバース・ファクタリング）

⁴⁰ 変動対価及び条件付対価については B80 項から B83 項に記述している。

⁴¹ 当審議会の共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトは、移転先企業の個別財務諸表におけるこれらの取引の報告を扱っていない。

及び営業債権のファクタリングなどの取引から生じる非資金増減の影響があるためである。これらの利害関係者は、企業がこれらの非資金増減をキャッシュ・フロー計算書において表示するか、又はこれらの非資金増減に関するより良い開示を行うかのいずれかを提案した。

- (b) 企業に純債務変動計算書の表示を要求すべきである⁴²。
- (c) 当審議会は、キャッシュ・フローの営業、投資及び財務の各区分への分類を再検討すべきである。
- (d) 当審議会は、いくつかの一般的に使用されるキャッシュ・フロー指標（フリー・キャッシュ・フローなど）の定義を標準化すべきである。
- (e) キャッシュ・フロー計算書で表示される一部の情報を分解すべきである（例えば、非継続事業の営業、投資及び財務の各活動に起因する正味キャッシュ・フロー）。
- (f) 当審議会は、営業費用及び資本的支出（維持管理、成長及び取得の各支出に分解）に関するより良い開示要求を開発すべきである。
- (g) 当審議会は、キャッシュ・フロー計算書を表示するという要求を金融機関について削除するか、又は金融機関に特有のキャッシュ・フロー計算書を開発するかのいずれれを行うべきである。

B77 公開草案「全般的な表示及び開示」は IAS 第 7 号の修正を提案している⁴³。しかし、これらは少数の領域に対する的を絞った改善のみであり、したがって、利害関係者が指摘した主要な懸念を解決する可能性は低い。

プロジェクトの規模の目安

- B78 IAS 第 7 号に関する懸念に対処するため、当審議会在次のことを行うことが考えられる。
- (a) 継続的な維持費及び成長のための支出に関してのより効果的な開示を開発する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (b) 金融機関がキャッシュ・フロー計算書を作成するという要求を削除すべきかどうかを検討する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (c) IAS 第 7 号の諸側面（非資金増減に関する情報の提供を含む）を改善するための的を絞ったプロジェクトに取り組む（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

⁴² 当審議会はこの論点を過去に検討しており（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」に関する結論の根拠の BC9 項から BC27 項参照）、IAS 第 7 号を修正して財務活動から生じた負債の変動に関する情報を開示するという要求を追加した（IAS 第 7 号の第 44A 項から第 44E 項参照）。

⁴³ 基本財務諸表プロジェクトに関するより詳細な情報については、<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/primary-financial-statements/> を参照。

第3次アジェンダ協議

- (d) 金融機関のためのキャッシュ・フロー計算書の開発を図る（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (e) IAS 第7号を新 IFRS 基準書で置き換える意図で包括的な見直しを行う（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

B79 いくつかの各国基準設定主体及び他の専門家団体が、指摘された論点のいくつかを検討しており、彼らの経験が当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

変動対価及び条件付対価

B80 一部の取引では、支払う対価又は受け取る対価は固定されていないが、取引日後に変動する可能性がある。そうした取引は、一般的に、売手と買手との間でリスク及び便益を共有するために使用される。変動対価又は条件付対価が登場する可能性のある取引の例として、企業結合、リース、財の販売及びサービスの提供、有形資産及び無形資産の購入及び売却、サービス委譲契約などがある。利害関係者は、そうした取引の会計処理における実務の不統一を報告した。特に、適用される IFRS 基準書が具体的な要求事項を限定的にしか提供していない取引に関してである。

B81 過去において、委員会は変動対価又は条件付対価に関連するいくつかの論点について議論した⁴⁴。委員会は次のことを議論した。

- (a) 当初の会計処理 — 変動対価又は条件付対価の支払について負債をいつ認識すべきか、どのような金額で認識すべきか、当該金額の一部又は全部を取得した資産の測定に反映すべきか。
- (b) 事後の会計処理 — 負債が認識された後に、負債の再測定は取得した資産の測定の改訂を生じさせるのか、あるいはそれらの再測定は純損益計算書において収益又は費用として報告すべきか。

プロジェクトの規模の目安

B82 これらの懸念に対処するため、当審議会が次のいずれかを行うことが考えられる。

- (a) IAS 第16号、IAS 第38号及び IFRIC 第12号「サービス委譲契約」を修正すべきかどうかを検討する。これらの基準書は、変動対価又は条件付対価が頻繁に関わる取引の会計処理について限定的な要求事項しかない（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

⁴⁴ 例えば、2016年3月に委員会は、企業結合の一部ではない有形固定資産又は無形資産の購入について行うべき支払の会計処理は、委員会が IFRS 基準の枠内で扱うには広すぎると決定した。2016年7月に、委員会は、IFRIC 第12号「サービス委譲契約」における無形資産モデルが適用される場合に、営業者が委譲者に対して行う変動支払をどのように会計処理するのかは、委員会が IFRS 基準の枠内で扱うには広すぎると結論を下した。

(b) すべての IFRS 基準書について変動対価及び条件付対価の報告に対する一貫したアプローチを開発する（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

B83 いくつかの各国基準設定主体及び他の専門家団体が、変動対価及び条件付対価についてのリサーチを実施したか又は実施中であり、当審議会の作業に情報をもたらす可能性がある。

付録 C — 当審議会に提案された他の財務報告上の論点

- C1 この付録は、この情報要請を公表する前に実施したアウトリーチにおいて少数の利害関係者が当審議会に提案した財務報告上の論点を列挙している。これらの論点は、詳細には記述していない。
- C2 こうした他の提案は、当審議会が次のようにするというものである。
- (a) IFRS 基準における原価の定義を一致させる。
 - (b) 所有者としての立場での所有者（政府である所有者を含む）との取引の会計処理を明確化する。
 - (c) IFRS 第 13 号「公正価値測定」を国際評価基準とコンバージェンスする。
 - (d) コストなしで（関連当事者及び第三者から）取得した資産の会計処理の要求事項を開発する。
 - (e) 重要性を決定するにあたり使用したプロセス（適用した定量的閾値を含む）に関する拡充した開示を開発する。
 - (f) 財務比率の標準化した開示（基本財務諸表において表示する科目に基づく分子及び分母とともに）を開発する。
 - (g) 株式に基づく報酬取引で付与した株式を置き換えるために買い戻した株式の会計処理を見直す。
 - (h) IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の要求事項を事業環境の変化及び「財務報告に関する概念フレームワーク」に照らして見直す。
 - (i) IAS 第 36 号「資産の減損」の要求事項を見直す。
 - (j) IAS 第 41 号「農業」の要求事項を、現在の状態では販売できない未成熟な生物資産に焦点を当てて見直す。